家わけ十一旧記雑録拾遺

## 解

題

『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ十一』として、鹿児島市桂甚墻氏所蔵の「桂家文書」、同鹿児島県歴名

本書は

史資料センター黎明館寄託、鹿児島市末川久若氏所蔵の「末川家文書」を収載する。以下順次説明しよう。

桂家は島津氏一族で近世、歴代大目附等の重職についたが、幕末に当主久武は藩家老を勤め、明治四年都城県参事と

なった。また西郷隆盛と親交があり、 西南戦争に参加、城山で戦死している。

当然その関係史料も少なくないが、本書では同家所蔵文書のうち、近世初期の史料を収める二巻

(収録文書番号一—

八・九―一六)の成巻文書を中心に紹介することとした。

四の記述はさらに具体的で生々しい。恐らく戦後間もなく関係者の証言を基に作成したものであろう。また巻外の一八 迎撃、武名をあげた。義久の説得で開城、秀吉より褒賞をうけた。戦闘の経過、模様についても詳細な記述があるが、 年忠俊も桂名字に改めた。この時日向志布志の月野を所領としていたから、月の縁語である桂を採ったのだと家名の由 乗っていたが、永禄元年十二月廿七日、義久の命により一家の面々は各所領の在名を以て家号に用いることになり、翌 その先として島津氏九代忠国の四男勝久を初祖とし、その子又七郎常陸介忠次、その子忠利とする。忠俊迄は島津を名 に平佐地頭として出軍、 来を記している。忠俊の子が忠詮で永禄元年生、又十郎、山城守、神祇忠昉と称した。天正九年八月、二十歳で水俣陣 福崎正澄編の 「本藩人物誌」(『鹿児島県史料集十三』)には桂常陸介忠俊をあげ、島津常陸介忠利入道松嵐の子とし、 以後肥後・豊後で戦い、天正十五年豊臣秀吉軍の九州入りで平佐城に拠り、寡兵を以て大軍を

は平佐城の戦歴が評判となっていたため、天和元年秋、巡見使の九州筋廻国の際、めぼしい古戦場や名所について前以

長の役に際しての軍勢動員渡海の困難さを物語ると共に、忠詮が直接その衝に当たっていたことを示す史料である。六 戦に関与。その間嫡子忠次は慶長三年十一月十八日番船破の時、廿一歳で戦死する等辛酸を甜めた。一―三は文禄・慶 であらためて書写提出した際の担当者(平山武視)の届書である。その後文禄元年義弘に従って朝鮮に渡海、六年間作 て書出すことになり、平佐城が該当したため、その説明書を作成、上使三人に渡したが、後日その提出を命じられたの

の可能性が高い。 慶長五年の関ヶ原の戦では義弘の供をして下国の際、山田有栄と隔日殿をつとめたといい、後日知行二百石の感状を

も在陣中の忠詮が濱田民部左衛門尉宛の作戦会議への至急参加を求めた書状であるが、筆跡からみて伊地知季安の書写

あって文書の整理保管につとめられていた。その成果であろう。なお今回掲載できなかったが、同家には初代勝久より 存せず、『旧記雑録後編三』一六二)の提出を命じたもの。一一・一二は式部久澄宛、七・八は織部久治宛書状で何れ 正連署申渡書で、文書改めのため、桂家文書の一三―一六及び前述の忠秀宛文禄五年十二月十一日の給恩加増目録 ている文書。巻外の一七は同文書案で後年桂久徴が伊地知季安より借写したことを記している。 使として登城を命じられている(一三)。同人は寛永七年、江戸で没、廿九歳。一○は樺山規久の忠詮宛書状で、又七 て朝鮮渡海、その子が山城守久盛(忠能)で生母は樺山規久女である。同女は忠秀と離別したが、元和二年家久の計ら 奉したが船中で病が重くなり、地頭所高山に下向、同地で死去した。五八歳。忠詮の二男が忠秀。忠秀も義弘小姓とし する任を文之と共に果たし、忠恒(家久)から脇指を授与されている(一四)。その後元和元年、家久の大坂出陣に供 与えられている (一五)。さらに慶長八年には関ヶ原戦後、牛根に潜居していた宇喜多秀家を生命保証の条件で上洛送還 も近世中期のもの。 いで加治木の室の女子の後見となり高百石を与えられている(一六)。また同九年には将軍交替に当たり忠秀がその祝の 朝鮮在陣中のものと思われる。五も年次未詳だが忠詮が伊集院元巣と共に近衛家関係の役儀負担につき交渉し 腐損の文書も少なくないが、巻装により保全されている。先代の久春氏は祖父開拓の霧島の地に 九は島津久茂・新納久 領現

解

彰久室)に与えたもので、

をのせ加えた手書系図を作成してある(『鹿児島中世史研究会報三五』所収、拙稿「桂久春氏所蔵文書」参照)。 を史料を基に補充し、さらに十五代久芳より十九代久徴につなげ、二十代久武以降二十二代久春に至るまでの記事史料 十四代久敦の享保十六年まで記載の「藤原姓島津氏桂氏系図」一巻がある。かなり腐損、 記事に欠落部分があり、

資料センター黎明館に架蔵、保管されている。今回紹介するのは前者の末川久若氏寄託の文書・家譜である。 安著作史料集七』の中で「高雲堂頌詠集」をとりあげ、解題を記したことがある。現在両家の文書は共に鹿児島県歴史 降末川氏を称した家で、別にその本家筋に当たる垂水島津家から江戸中期に分出した庶家としての末川家がある。 初祖末川久救 はじめにこれまでにも紹介されたことのある成巻文書二巻、一―五・六―一三(数字は文書番号、以下同じ)をとり 島津家一族としての末川家には二流あり、ここでとりあげる末川家は江戸時代新城島津家とよばれていたが、 (周山)は藩政に関与、漢学者として多数の著作があり、本史料集でも以前、『旧記雑録拾遣 伊地 明 知季 治以

年次は不明であるが、家久の官途、動静からみて或いは慶長九年頃のものか 筆本か否か明らかではないが、良質の一本とみられる。二の近衛信尹消息は「在轡集」の書写本授受に関わるもので、 新公御自記」(元和年間頃の作か)と称されているものの前書と、自らの武功を記した三箇条目の前半までの分で、自 ―一三)(一―五) と逆順にしており、誤読もあった。現在二巻に成巻されている文書の一巻五点のうち、一は世に 九七二年に「新城島津家と越前島津家―末川家文書の紹介―」(『鹿児島中世史研究会報三一』) に発表しているが、 家古文書』として写真入りで発表された(重永卓爾氏解説、但し掲載順は成巻順ではない)。筆者もまたそれ以前、 あげよう。これらは一四の一紙文書、興宗寺算田帳を加えて、一九九二年、都城市文化財調査報告書第二一集、『末川 (後述)。三は義久の自筆で次女

起請文で宛書を欠き、重永氏は案文かとされた。日新の政治理念と願望を端的に表明している。五は室町幕府の重臣伊

その情愛の程を偲ぶことができると重永氏は説明している。

四は島津日新

(忠良)

の白紙の

これは義久自筆とみられ、 並びにその子息久信 (忠仍・信久)宛の伊集院幸侃の知行目録(六―一〇)と一一の慶長一五年の義 その晩年愛娘新城に特に配慮し与えたものと重永氏は指摘している。一二・一

勢貞親の播磨国河述北条瑞龍庵への寺領寄進状で、越前島津家文書の一つと考えられる。もう一巻の方には慶長二年の

取り残された一点ではないかと考えられる(所縁の越前福井に同名寺名が残ることから推定)。そして同文書は二の近衛 中で一四の算田帳をあげ、 三は同じく寛永四年の島津家家老連署の知行目録で久信及び新城宛のものである。右以外にもう一通重永氏は報告書の 島津氏文書数点のあとに掲出されている。 信尹書状と共に東京大学史料編纂所所蔵、 或いは肝付郡新富所在の高崇寺関係のものかとされたが、これはやはり越前島津家文書中の 何故禰寝文書中に含まれているか従来より疑問とされてきたが、 影写本禰寝文書六、禰寝氏庶流文献巻二に今川了俊書状案に付属して豊州家 近衛信尹消

現在黎明館に寄託中の末川 (新城) 家文書の中には貼札番号の付されているものが家譜全六冊中に一号より三号まで、

関係文書として写真をもとに書写されたものが収録されたのではあるまいか。

ことから、これら二点は一時期、

息が後述の如く東大で調査撮影された事実があり、興宗寺算田帳も末川家文書に現存し、二七号の貼札が付されている

一部豊州家文書と共に小松家所蔵文書中に編入され、昭和二年影写本作成の際には、

編輯所に貸出中の末川家文書の調査が終了、返送するので査収されたい旨を末川家側に伝えているが、その内容につい 信尹消息であると思われる。そのことは一四〇・一四一の大正五年、山口九十郎書状から判明する。即ちかねて島津家 巻子一紙文書一四一点中に六号より二七号(うち一四号欠)まで二一点ある。四号・五号を欠くが、 五号は前出の近

る。 轡集」書写に関する親書で、その伝存の事情を推考、東京大学でも参考史料として注目、写真撮影された旨を伝えてい 幕末期、 城代家老を勤めた豊州家の島津久宝の子久直は、 同二男家の黒岡家を嗣ぎ、 明治期になって末川を称した

考えられるとし、五号については東京大学史料編纂課長辻善之助博士に調査を依頼し、関白信尹より島津家久宛の て文書番号を一号より二七号迄付し、何れも末川家にとって重要書類であるが、特に五号と一四号は珍重すべきものと 解

の久信条のあと母新城の項で、義久の新城宛書状は多数発出されていて、

竜伯公御自筆と申伝候」と記しており、 体例をあげて日常作法の心得を息女新城を通じて伝えようとしたものと考えられる。 久が母である新城に宛てたものとみてよいのではあるまいか。「垂水島津家々譜」によれば、 をとっているが、 或いは一五の島津義久条書や一八の豊臣秀吉判物写等が該当するのかも知れない。上記の島津義久条書は、 63 参照)。四号は不明であるが、巻子一紙文書中の何れかの文書に付されていたのであろう。貼札の逸している文書中、或 るのも単なる編輯所側のうけうりとは考えられない(『旧記雑録月報八』所収、 編輯所での調査にも深く関与していたものと考えられる。文書返済に当たり整理番号を付し、その重要性を説明してい 係も親密であったという(『鹿児島県立南種子高等学校研究紀要 新城家の久治と親交があった (久直の姉悦が久治室)。その久直の六男が山口九十郎で、同人と末川 後述する家譜作成者も前出一一忠仍(久信・信久)母 た一般的に知られていない特殊のものではあるが、 の龍伯自署の忠恒宛書状(『旧記雑録後編三』九九二)に用いられており、義久の花押としてはこのころ一時用いられ なく花押が末尾に記されているのみで案文かとも思われるのだが、同じ花押が島津家文書(慶長四年)十二月廿六日付 月初為人質上洛巖也。」とあるから、義久は若年の身ではじめて上洛する久信の挙動に若干の不安を抱き、あらかじめ具 であろう。これによれば山口九十郎は新城家の史料並びに歴史についてかなり詳細に考究している人に思われ、 は成巻の六――一三の知行目録等が該当するのかも知れない。また、一四号は五号と並んで重要文書とされているから、 参照)。末川 内容は上洛予定の菊寿丸(久信、彰久と義久二女新城の嫡子)の立居振舞についての諫言で、 (新城) 家文書の取り扱いについても東京にあって島津家編輯所等との直接交渉にも当たったの 重永氏も同文書については自筆知行目録と特記している。また後述する家譜巻 義久自筆加判とみてよいのではあるまいか。義久の筆跡については (新城) 宛の湊村知行目録を採録したあとに朱註で「右御目録者 あこう四号』所収、末川大史朗「新城様と新城島津 拙稿「島津久章一件史料並びに覚書」 なお同状には宛名や月日の記載が 久信は「慶長三年戊戌正 (新城) 条書の形式 直接義

しかも発出地毎に分類整理されていたと思

在は不明であるが、文禄三年と推定される義久の新城宛の書状写が「垂水家譜」久信条中に一点採録されているのも併

おり、 紀の基準は永正十二年となっており、 たが一二八の新城家系図3(島津氏系図)がある。後者についていえば所謂島津本宗家系図と同内容であるが、 せて考察すべきであろう(『旧記雑録後編二』一五七八)。 成巻文書で上記の他、注目すべきものとして一一号の貼札のある肝付郡弁済使関係文書写(一六)と、掲出はしなかっ 註記はそこまでで止まり、あと勝久・貴久の名のみをあげる。そして別に立久の兄友久(相模守)より系線を引 (相模守)、忠良(相模守)、忠将 同年迄何年の如く記されている。永正十二年八月に忠治が死去、忠隆が相続して

とはつとに知られていることであるが(『尚古集成館紀要四』所収、 同系図が特に巻装され丁重に取り扱われていることにもその辺の事情がうかがえよう。義久が相州家系図に執心したこ は越前島津家系図であるとの説もあるが、 新城島津家の初代久章が寛永十七年五月、江戸よりの帰途、突如京都の旅宿より出奔、その際携帯したとされる系図と の由来を示す系図にもなっているといえる。さらに末尾に「万歳くく万く歳」の文句が記されていることも気に懸かる。 或いはこの種の系図(もちろん原本ではなく写と思われる)ではあるまいか。 (右馬頭)とつなげ、本宗系図と併せて相州家に関わる垂水・新城家の発祥 拙稿「島津氏系図について補考」参照)、その義久

の家統を継ぐ自負心を抱いていたと思われる久章及びその遺孫たる新城家で右系図が重んじられたことは推察できよう。 次に前者についてみよう。まず末川 (新城島津)家文書の中に何故肝付家文書のうち、もっとも基本的な鎌倉時代後

期の肝付郡弁済使関係文書写一三点が収蔵されているかである。それには二の事由が考えられる。一には中世大隅半島 に蟠踞した肝付氏が二流に分かれ、一方は高山・志布志を本拠に勢威を張り、島津氏に対抗、 れ、やがて鹿児島城下士となる。他方は大崎を出て溝辺・加治木を拠点に活躍、やがては島津氏に服属して近世はじめ 屈服して薩摩阿多に移さ

には薩摩喜入の私領主となっているが、その何れもが新城島津家と浅からぬ関係を有していたことである。

即ち、

新城

解

文書」 崎家から入って相続しているのであり、その同人こそが伊地知季安に委嘱して、文政十二年より天保十年にかけて肝付 重臣で後に末吉郷士となっていた庶家検見崎家の文書があり、中でも前記一三点の鎌倉期の文書が特筆されるが、末吉 そって肝付氏関係史料の蒐集、整備につとめているが、その入手した基本史料としては、はじめ薬丸家と並んで同家の 八年まで大隅末吉郷地頭職をつとめていたことも関係しよう。元禄年間肝付本家の年兼が寛文年間以来の藩の方針に ちろん肝付家が中世末相州島津家と大隅半島において雌雄を決する重要な立場にあったということも関係しているのか た種々の経緯からみて末川(新城)家文書中に肝付家文書の主要文書の写が残されているわけが首肯されるのである。も 家の系譜、文書を整備し「新編伴姓肝属氏系譜」を集成したのである(『旧記雑録拾遺 郷地頭の久兼も当然管轄下の検見崎家文書の存在を把握書写していたものと思われる(鹿児島大学図書館所蔵 嗣久兼の曾孫兼伯の夫人となっている等のこととも関わりがあろう。二にはまた、兼屋の後嗣久兼が寛文十年より延宝 また忠清の跡を襲ぐ島津本宗家光久の第八子久侶の室となり、さらにその女が久侶(壱岐)の跡を襲ぐ久雄 家の二代目 の初室となるといった関係があった。さらに久雄の子久隆の夫人於鉄(島津本宗家継豊女)の姉於鐘 「肝付統譜」中に編入されている)。そして本家肝付家には前出年兼のあと五代目に当たる兼明が同族の検見 (再興初代)である久章の子忠清の室は喜入肝付家の兼屋女(母は家久女、久章室の妹)であり、 家わけ二 解題』)。以上述べ が兼屋の後 (市太夫 「肝付家

久から以久宛の帖佐郷宛行状と御家一流の系図を垂水家に引渡した際の証状であり、二○は垂水家よりの返証である。 ことになったので写を作成した旨を記している。一九は寛文八年右以外の関白秀次の文禄三年の朱印状、 は元禄元年久侶が新城家の越前島津家系図並びに文書相伝の由縁を記し、 同家跡目の相続を代々希望して来た旨を 永禄八年の義

さて一八は天正十六年の以久宛豊臣秀吉判物写で、裏書には正文を新城家から垂水家に本宗家の仲介によって引渡す

述べ本家垂水家の理解を求めたものであり、二二は右系図・文書・願書の一旦取下げの指示、二三は元禄八年、

島津久

児島史学四八』所収、 越前島津家継承が決定をみるまでに新城家より届け出た系図・文書目録、並びに提出指令書である。また三二・三八は 達覚である。しかし当時本宗家による越前島津家再興計画が別途進行中で、結局新城家の要請は実を結ばなかった(『鹿 侶の明白な越前島津家跡目相続の意思表明であるが、二四はそれをうけて藩主出府多端の折、 林匡 「越前島津家再興問題と記録奉行伊地知重英」参照)。四〇―四三はその後、 意向は後日報ずる旨の口

久雄が今後継豊の生誕子が女子である場合、

将来後嗣久隆の嫁にもらう約束をした文書で興味深い。

れは同種文書の内から摘出され、島津家編輯所に提出されたことを示すものであろう。同様のものに五六―六二があり、 中に継豊と竹姫の間の生子菊姫の婚姻に関するものも含まれている (七二)。六五には二四号と貼札があるが、恐らくこ り付けられたとみられる) 次に六四―七六の村路消息は、寛延二年前後の御守殿 が新城家の久隆(市太夫)及び同室(於鉄・継豊女)に宛てた竹姫の意向をくんだ私信で、 (継豊継室竹姫、将軍綱吉・吉宗養女)付の女中村路 (継豊よ

これは寛延三年頃の於鉄付年寄澤田に宛てられた書状で、五八は於鉄安産の祝意を伝えたものである。また七七・七八 である。なお四六―五四は寛延二年七月滞府中の久隆宛幕臣の進物に対する礼状(家譜に収録、うち四点に貼札あり) 鶴拝領の御礼使として差遣わされた久隆に託して、在府の藩主重豪が継豊並びに於嘉久に宛てた礼状である。 八三は久隆が宝暦六年御礼使として参府した際の慰労の書状である。また順番が逆になったが、五五は将軍よりの鷹の は於嘉久(継豊側室・於鉄生母)付女中浅路宛書状と同人の消息であり、七九―八三は同じく御守殿付女中春井消息で、 し遡るが四四は藩主宗信が延享三年参勤の旅の途次、国許滞在の妹達(於貞・於鐘・於鉄)に宛てた情のこもった書状 そして少

以降の末川家文書の伝存、移転を示す文書として内容を掲げることにした。 系図ということで、一二九は当時の文書保管の形状を示すものとして、さらに一三〇―一三四・一四〇・一四一は明治 るにとどめたが、一一一は縁家佐土原島津家との交流を示す文書ということで、また一二七は近世後半、 同月十日に宗信は鹿児島で没している。なお安永以降の文書については貼札のあるもの三点以外目録に掲げ 幕末の新城家

その後本宗島津家より相続した忠顕・久侶代に至る所領回復、越前島津家継承運動などを示す史料を掲げている。

解

鼇) 巻二―巻六が連続しているものと認められる。しかし巻一・巻二の執筆の先後についてはにわかに決し難い。 続く巻六久隆代の寛延三年四月の記事の後にほぼ同内容(一部省略あり)で記載されているのである。 譜・文書をあげており、 ている等多少の相違が認められる。同筆ながらどちらかといえば巻一の方が書体も整っている。共に元文五年久雄 は内容が大半重複している。しかし用語で、例えば巻一では島津家当主の敬称に公を用いているが、巻二では主を用い ち巻<br />
一には 次に家譜についてとりあげよう。 代の終り迄を記載しているが、巻二の方は元文四年以降増補があり、巻一の方は後に久隆の弟将香(細瀧家)の系 「第壹號」の貼札があり、巻五、六のそれぞれに「貳號」・「参號」の貼札が付してある。さて巻一と巻二と その最終記事は寛延三年五月に及んでいる。そしてその部分は巻二のあと巻三・四・五 家譜は全六冊で寄託受入の際、整理の都合上、巻一―巻六の巻号を付した。このう 以上を通覧して ほぼ同 (久

人による同時期の作成かと思われる。

収 新城については、 ら記述する(『鹿児島中世史研究会報三二』所収、拙稿「新城島津家々譜所収文書」参照)。義久二女、彰久室、 上四男の久章が新城の養女とした家久女と結婚することによって義久の統を継承する趣となる。 慮等も関係史料からうかがうことができる。久信の家臣粛清、久敏の早死、 で、ついで久章・忠清代、 のこじれから久章の出奔、 家譜巻一・二は共に清和天皇にはじまる源氏系図から島津氏系図とつなげ、忠将代より以久・彰久・久信・久敏代ま 「新城島津家文書」と重複するが朝鮮出軍中の彰久の新城宛書状も六通あげられ、その没後の新城の腐心、 実質上の新城家の創始者として取り扱った記述がある。そして既刊の『旧記雑録拾遺 そのあと養子として入る忠顕・久侶・久雄(何れも光久子)代まで相伝文書等を引用しなが 寺領、憤死に至る経緯を詳述、尓後絶家、 遺子忠清による垂水二男家としての新城家の再興 垂水家に本宗島津家より後嗣が入り、 家督相続をめぐる問題 家わけ十』所 義久の配

の後久雄に代わってからは既に本宗島津家による越前島津家継承が決定され、新城家相伝の越前島津家系図・文書を本 9

ら家督相続する迄を、巻三以降は久隆代であるが、巻四までは隠居久鼇の生存時期の、 を知る上で重要な史料が記載されているといってよい。以上要約すれば巻一・二は久隆が久雄 側室於嘉久の生子於鉄 約束をとりつけ、その準備に当たることになる。巻三以後の久隆代の記事には継豊の継室、 宗家を通じて同家に移譲する関係史料が掲げられる。そして久雄は継豊の女於鉄(母於嘉久)を後嗣久隆の嫁に迎える 慶事・仏事の記事の他、 (久隆室)に関するものが多くを占める。しかしまた藩主代参謝礼使の記事、 鳥追・仕明 (鹿屋)・役職制に関する記事等もあり、 巻五以後は久鼇没後、 御守殿の竹姫及び生子於菊、 藩政下の私領支配の実態 (隠居後久鼈となる) か 公私に亘る婚姻

久隆が私領主として活躍した時代の精細な記録ということになろう。

史料を把握していないので確言できないが、年代的にみて同人の家譜作成者の可能性は高いように思われる。私見とし 寺の僧侶となり教化につとめたとある。安楽了菴の名は家譜 られて記録奉行に登用され、その実績を評価されて兵具奉行、番頭与頭に抜擢され、久隆代には重用されて家老(役人) 作成者自身が書写したものといってよいであろう。『垂水市史』によれば、久雄(久鼇)の家臣安楽兼能は学才を認め とみてよいであろう。 ことからみて、ほぼ同年代に「新城島津家文書」は成巻され、それから程なく家譜も同一人の手により作成されたもの て家譜の筆跡が「新城島津家文書」の奥書目録の筆跡と同じで、家譜の記事年代が久隆代の寛延三年四月を下限とする してよいであろう。とすればこれら「新城島津家文書」全体の整理成巻年代は寛延元年以前とみるべきであろう。そし 同巻の成立は久雄が隠居して久鼇と号する元文四年以降、また要人久直が市太夫久隆と改称する寛延元年以前のことと 新城島津家文書」の表題「日向佐土原島津文書七」の奥書目録に「久鼇御筆壱」・「要人久直御筆壱」とあることから、 在職中新城記録集・家格調記・新城史等を編纂したとある。さらに家老職を辞した後は入道了菴と号し浄珊 何れにしても寛延三年以降の一時点に於いて、豊富な史料を基にして作成されたもので、 (寛保二年記事)にも代々小番家の中に見出される。 恐らく

て掲げておく。

解

る。

しかし、家譜の作成は諸条件の整備によってはじめて可能となる事業であろう。久雄 (久鼇)・久隆二代は民政に治績

をあげた時代として郷土史にも記述していることから適任者を得てその成果をあげることが出来たのであろう。

ばれ新城島津家の藩政への関わりが一層期待されることになる。三は分家細瀧家の誕生と本家を支える役割への期待で 書四巻と併せて成巻された。これが後述する「日向佐土原島津文書」である。)これで同家々跡継承の希望を捨てて新 若年で惜しまれて死んだ藩主宗信(慈徳院、久隆室於鉄兄)の遺髪を高野山に送別する件であることも意味深く思われ 鼈の死去による世代交替の空気も識者には敏感に作用したかも知れない。家譜の最後の記事が民政に関心を寄せながら 寺で法要が執行されている。二は延享三年の久隆と継豊女於鉄との婚儀である。これで本宗島津家との新たなる絆が結 あろう(姶良町歴史民俗資料館『越前(重富)島津家の歴史』参照)。あたかも元文五年は新城様百年忌に当たり浄珊 しい途を求めねばならない。しかし同時にあらためて家の歴史、義久血筋の意識は家臣団の間で想起回顧されたことで 立と延享元年の越前島津家文書・系図の引渡しである。(越前島津家文書六巻のうち、四巻は臨写されて新城島津家文 機となったのは何かと考えた場合、 「新城島津家文書」の整理成巻と「新城島津家々譜」作成とが連動していることについては前に指摘したが、 寛延元年の権太夫(将香) 幾つかの動機があげられよう。一は元文二年の本宗島津家による新越前島津家の興 婚儀の記事の詳細はそのことを物語る。この他延享四年の前藩主吉貴の死去や、久 その契

その内訳は五巻が後掲の れ題名が付されており、 三巻が龍伯(義久)の発出地別の新城宛書状、二巻が島津家歴代貴久以降光久発出の書状、一 家譜作成時以降の一時点のものとみるべきであろう。即ちその時点で末川家には一九巻の成巻文書があったとみられる。 十三年七月廿一日付とみられるから前者もそのころのものであろう。但し内容そのものは当時のものとは即断し難く、 「新城島津家文書」であり、残り一四巻中八巻は小巻とあるのみであるが、あと六巻はそれぞ

「文書」一三〇の末川家所蔵文書書上は、一三一の某覚書と筆跡の相似から同時期のものと考えられる。

後者は明治二

ある。 ということが、義久家統を継承するという矜持の支証となっていたといってよいであろう。なおこの件についてはさら 巻加えて「竜伯公より新城懐江被遣候御自筆之御文四巻」として総計一一七通の文書の存在したことを記しているので 巻が某殿三名の書状となっており、共に現在所在不明の文書である。ところがこのうち家譜巻一には右の三巻にもう一 何れにしても越前島津家文書の他に義久関係文書の多くが本家の垂水家ではなく、庶家の新城家に伝存している

に今後の検討を要しよう。

但し、 の記述がみられる)。同上「新城島津家文書」(黎明館所蔵「垂水島津家文書」)もその一事例であろう。 が、一三五―一三七では末川家でも手鑑(家譜所収文書を含むか)等所蔵史料の評価処分等について関係者に委嘱して いることがみえ、明治三十三年以降、所蔵史料の巷間への流失も否定できない(一四二以降の末川氏日記にも若干関連 『旧記雑録拾遺 一三二—一三四は明治二十九年二月に末川家から島津家へ文書八巻が譲渡されたことを明示する史料で同文書こそ 島津家から東京大学史料編纂所に移管された時期、経緯については不明である。また文書本文は掲出しなかった 家わけ十』所収「新城島津家文書」(東京大学史料編纂所所蔵「日向佐土原島津文書」)に他ならない。

情等の解明)に貴重な資料を提供されていることにはあらためて深い感銘を覚えずにはいられない。 家文書が伝存し、今後の研究(たとえば中世より近世に至る間の地方権力の変遷、推移の歴史、近世支配体制整備の実 一方、一四〇・一四一に於いてみた如く、末川家自体の史料の保存整理への努力もうかがわれ、今日なお相当数の同

まいる」のたるをたまと読んだ故かとも考えられる。一案として記しておく。 見当たらない。私見によればその元は或いは黎明館蔵の「新城島津家文書」の一島津家久書状等の宛名書「たる水にて なお蛇足ながら義久二女新城の呼称として「お玉」の名が郷土史等に用いられているが、その名称は当時の史料には

のものの点数及び略系図を示しておく(表参照)。 終わりに参考資料として本巻全編を通して掲載分の史料点数と、文書について『旧記雑録』に収載済のもの、 未収載

|          |                   | · 内、 人雷 · 心 郊 · | 1 記事守尽致 |        |
|----------|-------------------|-----------------|---------|--------|
| 文 書 名    | 文 書 数             | 系図・記録           | 目録上史料   | 掲載史料数  |
|          | (収載) 〈未収〉         | ・記事等            | 総数      | 1句取文件数 |
| 桂家文書     | (6) 18 (12)       | 2               | 18      | 17     |
| 末川家文書    | 160<br>(15) 〈145〉 | 16              | 151     | 115    |
| 末川家文書 家譜 | 502<br>(10) 〈492〉 | 5               | 400     | 378    |

注1 を示し、未収とは「同」未収文書を示す。

前述推定の通り安楽兼能(了菴)としてよいのではあるまい

山口九十郎は幕末郡奉行として活躍した同名人の養嗣子と思わ

ħ

る。

「文禄慶長両役朝鮮在陣中之薩軍戦死者及

(鹿児島県立図書館所蔵)

作成等

2 掲載史料数とは、『家わけ十一』内で掲載した重複分を除く史料数を示す。

人で、 之節者 之首尾 守信久より竹・柱・筵直献上之節、(等) える) と一致するのである。このことにより家譜の執筆者は右寄託文書の筆者と同一 病死者名簿」 山口九十郎には他に大正五年調査の 但し文言のかなり異なった手形写が記されており、 然者親覚之侭書付置申候間、 浦通船之御手形壱通有之、 それには右正文の後に、「右御手形者

御城江上り御老中様方へ御目見仕、

白銀三枚頂戴仕候、

外ニ又諸国

致紛失候

親長右衛門代迄者伝来候処ニ如何仕候哉、

左ニ記置者也」との、

その筆跡は正に家譜のそれ 同年月日の内容の似通った、 御老中様方へ申上候而右之品御普請方へ相納申候、

其後

御奉書御

渡

安楽休左衛門使者相勤、

江戸江参り献上

公方秀忠公江戸御城御普請之節、

相模

業績がある。

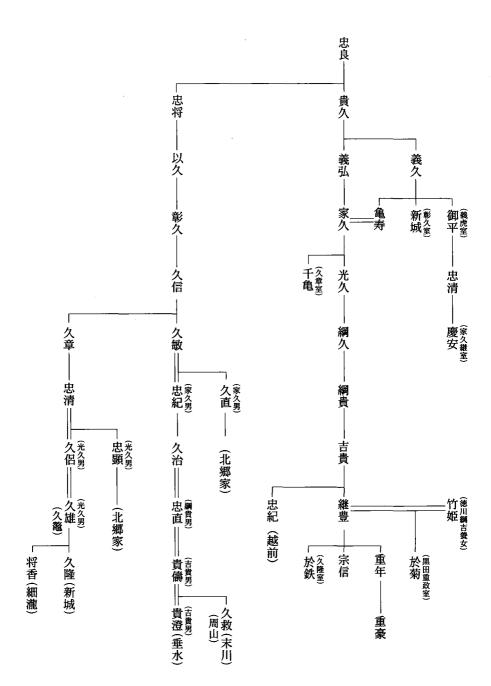
「文禄慶長両役薩軍之戦蹟概略」

られる関係史料がはからずも黎明館寄託史料中に存在することを知った。 相模守信久 成稿後、 の使者を勤めた家臣安楽休左衛門の名がみえるが、その子孫のものとみ 家譜巻 (久信) 所収、 より江戸城普請の竹・ 元和四年五月七日の比志島国貞外三名連署手形写に 柱・筵等献上(その経済力がうかが

追

記

(五味 克夫)



本書は、「桂家文書」「末川家文書」「末川家文書

家譜」を収め、『鹿児島県史料

旧記雑録拾遺

家わけ十一』と

して刊行するものである。本書の底本とした史料名と所蔵を掲載順に示すと次のとおりである。

末川家文書 末川家文書 桂家文書 史 料 家譜 名 末川久若氏(鹿児島市) 桂 末川久若氏 甚 **存** 氏 (鹿児島市) (鹿児島市) 蔵 者

個々の文書や記録などの掲載にあたっては、成巻されたものや編さん物については原則として底本の収載順に収め、 総括的な史料名の表記は、原則として本来の氏姓に従って「○○家文書」とした。文書の配列については、五十音

「末川家文書」収載文書は近世中期までを原則として掲載し、重出した文書は省略した。

それ以外の年代推定できるものは編年順に掲載し、通し番号を文首に付した。

ア 収載した文書をほかの文書や写本等によって補充または校訂する場合は、次のようにした。 補充・挿入箇所は♡ △及び~で示した。

イ 原文書又は旧記雑録にない字句については、原則として該当箇所を〔 〕で囲み、その右側に典拠史料を示した。

また、漢字・かなの相違については、原則として逐一付さなかった。

補充や校訂に使用した典拠史料は、次の略号で示した。

ゥ

旧記雑録

島津家文書(東京大学史料編纂所所蔵)◎

新編島津氏世録正統系図(東京大学史料編纂所所蔵)屺

新編島津氏世録支流系図(東京大学史料編纂所所蔵)

新城島津家文書(東京大学史料編纂所所蔵)劒

末川家文書家譜〔第二巻〕〇

本田家文書 (島津家文書新長持) (東京大学史料編纂所所蔵) ④

エ

を示し、注を付した。また〔第二巻〕における収載箇所の若干の相違については一々示していない。 より補充・校訂し、一々典拠を示さなかった。なお〔第二巻〕に無い場合は〔〕、異なる場合は〔 〕で該当箇所

「末川家文書 家譜」〔第二巻〕については、〔第一巻〕と重複している箇所は省略し、〔第一巻〕は〔第二巻〕に

刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。

「同」〔第六巻〕については、〔第一巻〕と重複している文書は省略した。

才

原注や文書中の異筆・補筆は、原則として「 」 (墨書)、『 』 (朱書) で囲んだ。

- イ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従った。
- ゥ 文書・記録・記事には、適宜読点「、」および並列点「・」を付した。
- エ 原本の磨滅虫損は、字数を推して□または□□□□□を以て示し、判読不能な文字については ▓ で示した。 文書・記事の冒頭部にある「○」「●」「●」印は、底本の体裁に従った。

頭注や行間の書き込みは、原則として底本の体裁に合わせたが、書き込みが長い場合は※印を該当箇所に記し、

関

連箇所の本文後に適宜まとめた。

見せ消は、その文字の左側に「く」を付した。

合点は右肩に一で示した。

系図中の系線等については、一部朱線について注記した。

編者の付した注は、原注と区別するために ( )で囲んだ。

欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。

原文中の送り仮名は、一部を除き省略した。

原文中の地名・人名・官名・年号などに施されている朱引は、全て省略した。 原文中の返り点については、原則として省略した。

変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、而、茂、者、与など一部はそのまま用いた。

漢字は一部の異体・略・俗字を除き、原則として底本の用字に従った。

当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

訪 (異 吊 第 畢) 支 (事) 皈 (帰 躰 弾 体 (騨) 筭 刁 (寅) 算 帋 (紙) 刕 州

> 迯 逃 季 年

摩) 麑

(鹿児)

仝 同

方 吴

## 旧記雑録拾遺家わけ十一 目次

| 玄                |          |       |       |              |       |         | 末     | 末                   | 桂    | 目  | 例  | 解 |
|------------------|----------|-------|-------|--------------|-------|---------|-------|---------------------|------|----|----|---|
| 文<br>書<br>目<br>録 | [第六巻]    | 第     | 第     | 〔第三巻〕        | [第二巻] | [第一巻]   | 末川家文書 | 末川家文書               | 桂家文書 | 次  | 言  | 題 |
|                  | <b>☆</b> | 五     | 四     | =            |       | ^<br>MG | 文     | 文                   | 書    | :  | :  | : |
| :                | 色        | 芑     | 色     | 芑            | 登     | 登       | 書     | 書                   |      |    | :  |   |
|                  |          | ÷     | ÷     | ÷            | i     | :       |       |                     |      |    | ÷  | i |
| •                |          | ÷     |       | ÷            | ÷     | ÷       | 家譜    |                     | :    |    | ÷  |   |
|                  | •        | ÷     |       | :            |       | i       | HH    |                     | ÷    | ÷  | i  | • |
|                  |          | •     |       |              |       |         |       |                     | •    |    |    |   |
|                  |          |       |       |              |       |         |       |                     |      |    | i  |   |
|                  |          | i     |       | ÷            |       | ÷       |       |                     |      |    | :  |   |
| :                |          | ÷     | ÷     | ÷            | ÷     | ÷       |       | i                   | ÷    |    | i  |   |
|                  |          | ÷     | ÷     | ÷            | ÷     | ÷       |       |                     | i    |    |    |   |
| :                |          | :     | i     | ÷            | ÷     | i       |       |                     | •    |    | :  |   |
|                  |          | •     |       |              |       |         |       |                     | •    |    |    |   |
|                  |          |       |       |              |       |         |       |                     |      |    |    |   |
|                  |          |       |       |              |       |         |       |                     |      |    |    |   |
| •                | ÷        | ÷     | i     | ÷            | ÷     | i       |       |                     | i    |    | ÷  |   |
|                  | ÷        | ÷     | i     | i            | ÷     | ÷       |       | i                   | ÷    | ÷  | i  | ÷ |
|                  | ÷        | ÷     | ÷     | ÷            | ÷     | ÷       |       | ÷                   | •    |    | ÷  |   |
| :                | :        | ÷     | i     | :            | ÷     | ÷       |       | ÷                   | ÷    |    | i  |   |
| :                |          | ÷     | i     |              |       | ÷       |       |                     | :    | ÷  |    | • |
|                  |          |       |       |              |       |         |       |                     |      |    |    |   |
|                  |          | ÷     |       |              |       | ÷       |       | :                   | •    |    |    |   |
|                  |          | ÷     | ÷     | ÷            | ÷     | i       |       | ÷                   |      |    |    |   |
|                  |          | ÷     | ÷     | ÷            |       | ÷       |       |                     |      | i  | i  |   |
| i                |          | i     | i     | ÷            | ÷     | i       |       | ÷                   | i    | i  | ÷  |   |
| :                |          | :     | ÷     | :            | ÷     | ÷       |       | :                   |      | i  | i  | Ė |
| :                |          | ÷     | :     |              |       |         |       | :                   | į    | i  |    | i |
| :                |          | ÷     | ÷     | ÷            |       | ÷       |       | :                   | į    | i  | ÷  | i |
| :                |          | ÷     |       | :            |       |         |       |                     | •    | ÷  |    | i |
|                  |          |       | :     | :            |       |         |       | :                   | •    |    | :  |   |
|                  |          |       |       |              |       |         |       |                     |      |    |    |   |
| i                | :        | ÷     | •     |              | •     |         |       |                     | Ė    | ÷  |    | i |
| į                |          |       |       |              | •     |         |       | •                   | ÷    | ÷  | Ė  | i |
| :                |          | ÷     | ÷     | ÷            | ÷     | ÷       |       | ÷                   |      | į  | ÷  |   |
|                  |          | •     | ÷     | ÷            | ÷     | ÷       |       | i                   | i    | i  | i  | i |
| į                | ÷        | ÷     | ÷     | i            | :     | ÷       |       | ÷                   |      |    | ÷  |   |
| :                | ÷        | :     | :     | :            | ÷     | ÷       |       | :                   |      |    | i  | i |
| 四                | 四        | ≡     | _     | <del>-</del> |       | ;       |       | :                   | :    | :  | i  | i |
| …四七三             | …四〇五     | [第五巻] | [第四巻] | 一七九          | 七〇    | 分       |       | ;<br><del>1</del> 1 | :    | 次  | 15 | 題 |
| _                | т.       |       | u     | <i>)</i> L   |       | -11.    |       | <i>/</i> L          |      | 10 | 10 | 1 |

桂 家 文 書

萬人由、

被

仰出に付而、

人数立增之儀申遣候、

就中鹿

2

1

尚以帖佐へも此旨申渡候、

油断有ましく候

堅可申付候、爰よりハ侘なと之儀、曾以請付ましく候、 早~千五百人程者先以渡海可仕事肝要ニ候間、 しく延引候で、可為曲事候、 粮見續之由候之處ニ、或者船無之由を申、 高麗表弓箭ニ相定ニ付而、 衆粮物等可申付之旨、 京都より承候、 我等上洛今蹔差延、 船於無之者、 殊更朝鮮よりも兵 賃船を用意仕 或者利啒かま 渡海之軍 此等之儀

(天正十九年) 拾月 為後日直書如此候、 恐く謹言 (島津義久

然者急度番衆粮物可差渡事別儀有ましき段、

墨付今度可

原諸右衞門尉へ (重種)

申含候間、

熟談尤候、

謹

伊集院肥前入道殿(元榮・久信) 本田六右衞門尉殿

桂太郎兵衞尉殿(寒時)

書ナルベシ) (本文書ハ「旧記雑録拾遺家わけ十」本田家文書(島津家文書新長持)九号文書ト同一文(本文書ハ「旧記雑録後編二]九七八号文書ト同一文書ナルベシ)

此表在陣之大名衆へ今度被成 御人数備等被入御念被 仰下候、 御朱印、 然者當手之軍役可為壱 赤國御働之次第

3

児嶋方格之儀、 儀簡要候、 別而乗馬衆於無人者、 幸侃へ申遣候間、(伊集院忠棟) 為両三人入精、 七月中必参陣候様二可 外聞不可然儀候間、

児嶋方銘~ニ可被相觸候、 才覚題目之旨、 其地方格之人数并馬早~ 定濱市方 帖佐方

液海 鹿 其 申

已に在之而、 候間、 此時候、 早速出船候やうに可申付候、 縱人数等丈夫ニ雖申調候、 何篇於事延者、三人曲事ニ可相究候、 於遅陣者不可有其詮 惣別其地之儀遠慮而

五月十一 (慶長二年力)

H

忠恒判(島津家久)

本田六右衞門尉殿 桂太郎兵衞尉殿

相良新右衞門尉殿

文書ナルベシ)(本文書ハ「旧記雑録拾遺家わけ十」本田家文書(島津家文書新長持)二八号文書ト同一(本文書ハ「旧記雑録拾遺家わけ十」本田家文書(島津家文書新長持)二八号文書ト同一文書ナルベシ)

先度三原諸右衞門尉差遣候刻、 候、 意候、 せへきため、 若幸侃於上洛者、 奥入弥治定候由候間、 八木民部左衞門尉 為両三人、 人数馬等之儀、 細く中越候間、 両人へ口柄聞届、 関帖右衞門尉 早く渡海さ 定可得其 申含遣 折角

可入精候、 少も於油断者國家之滅亡ニ可相究候、 具口状

り切て出、

多人数討取、

然るといへとも猛勢なれハ、

こ達候間、 不能書載候、 謹言:

(島津家久 忠恒判

上る、大手口は忠昉、

搦手口には内室これをかため、

諸

かゝる事を物の数ともせす、先手を進め大手搦手より責

五月廿三日

桂太郎左衞門尉殿(兵衛尉)

本田六右衛門尉殿

相良新右衞門尉

文書ナルベシ) (本文書ハ「旧記雑録拾遺家わけ十」本田家文書(島津家文書新長持)二七号文書ト同一(本文書ハ「旧記雑録拾遺家わけ十」本田家文書(島津家文書新長持)二七号文書ト同一文書ナー(本文書ハ「旧記雑録後編三二二二九号文書・「同付録二三七三号文書ト同一文書ナ

4 桂神祇平佐城防戦之事

天正十五丁亥春、太閤秀吉公薩州江御發向の刻、

川内平

より目に立て責上る、

大

二重三重に取囲責戦ふといへとも、様々計策をめぐらし、 佐城にハ桂山城守忠昉サチ戌、籠城し、 の猛勢を引受防戦あり、上方勢ハ目に餘る大軍にて城を 小勢をもつて太閣(圏)

に水をたゝへす、白砂をまきちらし、 城の人数其道を竪横馬を乗けるを、寄手平地と心得、 田なりしを、 手組手配を能して是をふせく、大手の前より北の方ハ沼 一面に水をせき入池となし、 通り道作りして 又かの沼の内 無

二無三にかゝりけるゆへ、多勢沼にはまりし所を城内よ

又敵つよく責上る時は箕をもつて灰を振出させける故 知をなす、此室ハ上井武蔵守薫兼の娘にてよにかしこく、 軍をいさめ弓鉄炮を透間なく打出させ、 召仕の女ともに粥を煮させ、 持口~の人数にはこはせ 忠昉走廻りて下

武者一騎矢玉のしけきをいとわす、甲をかたむけ大手口 手ともに色く〜手立をなし防き戦ふ、 寄手目くらミ猶豫する所を、 弓鉄炮にて射させ、 然るに一色威たる 大手搦

安藝不圖智謀をめぐらし、つがふたる矢をはなさす、 下しに二矢三矢放といへとも、 はし躵居たるに、かの武者矢のきたらさるにより、 手口堅の人数にて強弓なりしかハ、かの武者を目に掛押 忠昉の家臣神田橋安藝子孫嫡流 実能鎧とみへて其印なし、

をみあくる所を思ふ矢坪を射けるゆへ、此矢に痛たをれ 城を出て首を取、 大将小出出 城内

城中少もひるむ色なく、 茶緑薗と云ふ所塚有、上方勢荒手を入替し~責といへとも、雲守殿也、大手口ニ葬、上方勢荒手を入替し~責といへとも、 同家臣牧参河安藤同、 様と手立を替、 堅固に城を持堅

し所を、

| 参人と御中幸侃材 | ( | 心候へく候、◯━━謹言、位仁為ニ罷成候様、我〻申遣候由候、兎角御報次第ニ◯━━別様茂石原事者公儀役共仕候者之事ニ候之間、到貴老ニ | 候する欤、双方ニ壱ケ条者落着仕度之由也、殊従(御家第の由被仰候、併石原方申候モ無公役欤、又者切米被下我、書状差添候、其刻御返事として承候ハ、我、分別次 | 5 石原賀右衞門尉方就侘言ニ、先日厥身其許へ祗候之砌、 | とし胴に日の丸の朱紋有、嫡流桂家に格攅なり、<br>一腰拜領、部、銘宝壽、忠昉室其時着用のよろひ黒糸お<br>秀吉公忠昉を召出され、籠城堅固の御褒美として、御脇<br>うのはな<br>うのはな<br>うのはな<br>うのはな<br>うのはな<br>が、<br>の田<br>の田<br>の田<br>の田<br>の田<br>の田<br>の田<br>の田<br>の田<br>の田 | しに、                    |
|----------|---|--|---|-----------------------------|--|------------------------|
| 礼如斯候、以上、 | 8 | 此間者両品添恰悦之為其以使、以上、覚   | 濱田  | いさゝか油断有間敷候、恐ゝ謹言、            | 御座候間、夜白無隙談合最中候、早~可────────────────────────────────────   | (本文書ハ「桂家文書」中ノ同案文ニヨリ補フ) |

桂織部殿

桂殿

文禄五年十二月廿一日一御文書 旅庵 里兼 旅庵 川上三河入道

十月十日

通

御判

慶長八年十一月十一日

通

伊勢兵部少判 比志嶋紀伊守判 一通書判

比志嶋宮内少輔判喜入摂津守判 伊勢兵部少輔判下野守判

11

昨日者御出忝令存候、

其節罷出不懸御目候、

御目見へ

首尾能相濟、

御大慶之段令推察候、

何も面上可得御意候!

右之物数、 一同十月廿三日 御用二候之間可被為差出候、 通 左候而、

(一号カラ八号文書ハ一巻二装潢サル)

三月廿八日

嶋津中務(花押)

又七殿御陳所之小屋此許へ御なをしのよし承候、もし

10

様にも貴所御分別候ハヽ可畏入候、子細之儀御返書奉待 ╲ 其内御用ニ立ぬとも候ハヽ、一二間のそま敷候、何

候、恐く謹言、

卯月廿二日

椛兵太

規久

(墨引)

桂殿

(まいるカ)

以上、 七月廿九日

従御老中被仰ニ付如此候、以上、 新納又左衞門(花押)

4

より

田主殿頭(田沼意次)

等之旨為我~可申渡由、

|月廿九日

9

御印判

惟新 同 慶長五

忠恒

元和二年十二月十六日

左衞門殿・川野長右衞門殿御文書改座へ可被相渡候、此

壱岐源

(墨引)

伊勢兵部少輔

(本文書ハ「旧記雑録後編三] 一八八九号文書ト同一文書ナルベシ)

13 12 急度令啓候、然者貴所御事、 「 桂式部殿(封紙ウハ書) 先刻者御入来之処、御城在之不能面談候、然者今日首尾 申達候、 定而圖書頭殿より可被仰付候、 貴所御承候御使之儀者、江戸へ被罷居候衆へ可然由候間 町田圖書頭殿へ被成御談合、(久幸) 進候其御祝儀之可為御使由 桂式部様 十月廿三日 七月廿八日 御目見忝之旨承届、 桂式部殿 恐く謹言: 珎重候、 御進物等御持参尤候、 今度當 御意候間、 委者、 大久保右京亮(教勝) 久大和守 為其如此候、 比志嶋宮内少輔 面高主馬首殿可被 将軍様御世渡、 其御心得候而 國隆(花押) 以上、 最前 被 14 (封紙ウハ書) 指信國遣之候、謹言、 播當家之面目候、此等之忠節、永く不可有忘却候、 今度備前中納言殿就上洛、其方可相付之由俄申候處、片(幸喜多秀) 次中入念無恙早~上着候故、 時不及思案令領掌、不移時日打立、感悦此事候、 (本文書ハ「旧記雑録後編四」一八二五号文書ト同一文書ナルベシ) 桂太郎兵衞尉殿 慶長八年十一月十八日 桂山城守殿 桂太郎兵衞尉殿 (<sup>(忠昉)</sup> 御宿所 忠恒 公方様御前無吴儀相濟、 忠恒(花押) 下野守 喜入摂津守 久元(花押 忠政(花押) 貞昌(花押)

然而路

仍脇

15 今度美濃國関か原之合戦致粉骨、従其伊勢・近江・伊賀・

大和・ 河内・和泉ニ至り、帰國之路次傳、片時茂側を不

相離、被抽奉公之段、神妙之至、尤感入候、仍知行貳佰

石遣之候也、

慶長五

拾月十日

桂太郎兵衞尉殿(忠昉)

(島津義弘)

(本文書ハ「旧記雑録後編三」一二二〇号文書ト同一文書ナルベシ)

16

知行目録

薩州麑嶋郡 西田村之内

高三十石一斗六升六合 畠中之門

隅州姫城

高六拾九石八斗六升七合 堀之内之門

合百斛三升

右知行之事別紙に有、全被充行畢、女人之奉公人へ知行被

遺儀雖無之、

弥御奉公可為肝要候也、 御姫様御側へ依被付参、 如此(被力) 仰出候、 **忝被為領知、** 

「 文書壱通入 (封紙ウハ書)

(本文書ハ五号文書ト同文ニツキ省略ス)

17の1

右書附、

御軍賦役伊地知小十郎殿ヨリ於

嘉永二年酉正月十四日

御殿借用いたし是写置物也、

桂岩次郎

藤原久徴

元和二年十二月十六日

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

國貞(花押)

比志嶋紀伊守

町田圖書頭

久幸(花押)

御客人

(九号カラ十六号文書ハー巻ニ装潢サル)

様ニ与御座候付、 御當國御巡見之砌、

従御老中数ケ所御書記被差上候内ニ 上使様江拙者儀為御用聞被召付候

古戦場并有名所~書記被差出候

而御座候、

其節

奥田八郎右衞門殿・戸川杢之助殿・柴田七左衞門殿(忠信) (安成) (康能)

右平佐城之儀、天和元年之秋九州筋御廻國之

上使

薩州 平佐城

(多名) (多名) 中務大輔殿・九鬼大隅守殿抔ニ而被成御攻候、城代義久(安治) Ħ 右者、大隅守曾祖父修理大夫義久代天正十五年四月廿八 秀吉公當國江御打入之時、先手小西摂津守殿・脇坂

家来桂神祇忠昉与申者強防落不申候処、義久於日刕高城

召出、 候、其先手黒田官兵衞殿・宮部善祥坊抔後攻押トシテ目(※薦) (※元) 久より申遣候ニ付城を明除候、則 國寺抔之取噯ニ而和睦ニ成候ニ付、神祇可致下城之旨、義 目白坂、 御腰物致拜領候、日州口之大将羽柴美濃守殿にて 同月十七日一戦之後、高野木食上人・安藝之安 秀吉公御前江神祇被

美濃守殿大軍ニ而後攻被成候故、義久被失勝利候、 白二被成陣候、義久并義弘・中務少輔家久抔攻之候得共:

之城代者義久家老山田越前有信与申者二而御座候

可致進上之旨承候付而如此御座候、以上、 天和二年戌五月七日

故、

右之御書付御三人様Ξ銘~ニ差上候、

依之書写

平山勘兵衞(武視)

末川 家文書

天文之比、

薩隅日之國人等、

因茲、

可有誅罰逆徒由、

貴久公依御進發、先着陣岩劔、逆徒 挿逆心令蜂起方と、

家國、 家之貴賤、以我之有才覺、領莫太之知行、 或有如亡、瞬息之間、化烏有去矣、或称一士、 十餘歳、近代見他家之盛衰、歷~如見目、 夫按當家之代~、自忠久至家久殆二十代也、予幸及八 不用旧邦之例、是故、朝興而夕亡、終為槿辱之(祚力) 其勢雖似興 而或殆泯盡 而不擇

1

不以道、 任心之所之、捨古賞新、 率由旧章也、 因失往古之政、天罰不遁者乎、當家代 < 信心 由此觀之、 一士以無重代之臣無諫諍之賢 不敬佛神、 使民不以時、 用人

堅固、家臣繁栄者、崇佛神敬先祖、修武略勤文教加忠

夢矣、

雖然、

當家無異儀而美誉振世者、以日本神國而

予年十九歳也

旨 節 不舎晝夜、始挿懐遠柔近之心、終思見危授命之義、是 少之時委身於弓箭之事、奉命於危難之間、数十年之中 不可乱國家之行義、 以故國代益隆也、 自今以後、嗣而守家者、愈守此 抑予辱為 義久公之舎弟、

> 斬敵立功、 故、 本懷也、 東戦西伐匪啻日本國中、着一戎衣而在朝鮮者数歳 以事之次、予武功之趣、略記之者也 竟逢天下泰平國家安穩之時、 惟實生前死後

討亡数千之強敵、得大利畢、然者逆黨等放火岩劔落去 之吉凶、忽引卒陣中之軍兵、不止足懸入、追散方~、 亦回狼心之謀、催多勢企伏兵欲得勝利、予於是不量軍 自介三年在番岩劔、于時天文廿二年癸丑三月晦日、

蒲生之本城岸高谷深、四方無地續而易依難攻、 様、 生可攻松坂之要害之由令評定、予忍寄而見彼要害之模 茂架籬・乱杭・逆茂木・城戸垂数多重有之、堅相 差通蒲

構而可遂防戦雖成覺悟、猛勢押寄囲四方、放火民屋:

受矢四五ケ所也、 合、予暫雖相戦、終討伏、取渠首畢、城攻終而見鎧之上、 而難叶之間、 揚吐氣聲、自城内合吐氣聲、放矢打石如雨降、時刻移 自提三尺劔真前攻入處、武者一騎懸出渡 雖然不徹身、生年廿二歳分捕之初也

9

于時弘治二年丙辰三月十五日之事也

蒲生之城為加勢、 自菱刈取添陣依相支、 于時永禄元年

戊午四月十五日、 **貴久公為御大将、薙拂麓廻之麦作、** 

中味方之壮士、従味方所射矢、 難及敵陣、 因茲、 軍兵

押寄菱刈陣攻戦、

然陣高山也、

従陣放矢、

如雨飛来、

力之、 徒費心力、忙然而難進、予於是着甲、真前攻入、 同攻登、 爱楠原名乗而渡 諸卒得

2 在轡集とかく進候、 宗岩かたより椛權左衞門尉まて申下候間、 (樺山久高) 狼藉之模様に候間、 心外候、 来春二被上國時書直し申度候、 殊更落字落行之為躰、 的便に可示預 委事 中く

候、 かしく、

十一月十八日 嶋陸奥守殿(島津家久)

(花押)

3 色は匂へと散ぬるを我世誰そつねならむうるのおく山け ふこえてあさき夢ミしゑひもせす

二三四五六七八九十

諸行無常 是生滅法 生滅~己 寂滅為楽

**ヰノオクヤマケフコ江テアサキユメミシヱヒモセスイロハニホヘトチリヌルヲワカヨタレソツ子ナラムウ** 

5 奉寄進御料所播磨國河述北条瑞龍庵田畠事

煩者也、 仍状如件

文安三年三月三日

永禄十一年卯月 日

天道之恐感應迄、 當家弥累代繁栄之事

4

其身無不足被生付候、 雖為若年、 老成之志、 同者壽命長遠望敷事、 可為後世賢聖之名誉事 此外ニ構

別義候者

上者梵天帝釋四大天王、

総日本國中大小之神祇、

殊者

悲權現、 薩隅日諸神、 金峯山蔵王權現、 新田八幡大菩薩、 御神罸冥罸各可罷蒙者也 正八幡大菩薩、 鵜戸大

仍此旨如件

永禄七年平卯月廿二日

(島津忠良 日新(花押)

御寄進高之證文也「高氏公七代之孫義政将軍より(ハリ紙)

右為 公方樣御祈禱所奉寄進也、 於彼田畠者不可有違乱

合壹所壹町坪付別帋在之、

兵庫助貞親(花押)

10

(花押)

分米斗代合七石壱斗弐升三合八勺八才

此地後年者別所江可被召替儀可在之也

伊集院右衞門入道

右畠屋敷合壹町六畝九歩

斗代五石壱升壱合八勺八才

合八反五畝五歩

一畠方

瑞龍庵

(巻子表紙)

知行目録

(一号カラ五号文書ハ一巻二装潢サル)

二月十八日 慶長弐年

<sub>鹿</sub> 御 袋 様

7 下大隅之内芝原網壱帖分

合弐反拾歩

一屋敷方但五ヶ所

分米弐石六升六合

此地後年者別所へ可被召替儀可在之候也、

一月十八日慶長弐年

伊集院右衞門入道

幸侃(花押)

6

肝付郡之内高洲村網壱帖分

一屋敷方但四ケ所

合弐反壱[\_\_\_\_]

分米弐石壱斗一升弐合

御袋様 御袋様

8 御袋様 四郎殿 御蔵入

隅州肝付鹿屋之内知行方目録

中村之内

高貳千四百六拾九斛四斗二升五合九勺一才

右之内 御蔵入分

高貳千貳百廿七斛九斗八升四勺四才

此外ハ 又四郎殿 御蔵入也、

幸侃(花押)

右之地

公儀御軍役ハ丈夫ニ可被仰付候、國中御私之公

役ハ被成

御免許由被

仰出候、為後證如此候

伊集院右衞門入道(花押)

中戸村

高千六拾二斛五斗壱升六合\_\_\_\_\_ 吉本

船隈村 大園

吉本村

高五百貳拾斛三斗七升八合二勺九才

大窪村

御袋様

御蔵入

隅州肝付鹿屋之内知行方目録

中村之内

高千百七拾五斛六斗五升九合九勺九才

中村之内

高貳百四十一石四斗四升五合四勺四才

高貳千四百六拾九斛四斗二升五合九勺一才

高貳千貳百廿七斛九斗八升四勺四才

右之内御蔵入分

此外八 又四郎殿御蔵入也

合参千石

及 八月四日 日

伊集院右衞門太夫入道(花押)

11 大すみの國そお郡の内ミなと村目ろく

たか四百九拾五石余 右の地、隠居分の内たりといへとも、さきわけ合力と

伊集院右衞門入道(花押)

してし配いたし訖、なを巨細かの使申達へく候也 十二月廿八日 りう伯(花押)

まいる

又四郎殿 隅刕肝付郡鹿屋\_\_\_\_\_\_(之内知行) 御蔵入

10

八月四日 人人

右之地諸公役被成

御免許由被

仰出候、

為後證如此

本村 大園

高三拾六石者

高貳百七拾八石壱斗四升二合 江平村高貳百七拾八石壱斗八升壱合八勺三才 梅北村之内半分高万百貳拾七石壱斗八升壱合八勺三才 梅北村之内半分高八百八拾四石八斗三升九合三才 肝付之内 野里村之内 新城村

知行目録

高九百八拾三石七斗九合六勺七才 上之村隅州肝付郡鹿屋之内 右者、相模守殿御懷様為御知行令支配者也、 寛永四年 合高三千七百斛者

合高千斛者

右者、 又十郎殿御知行之高壱萬千八百七拾四石之内よ<sup>(忠直)</sup>

高拾貳石九斗六升三合三勺三才右同

中之村之内

九月廿五日

り為御隠居分被分置者也、 寛永四年

比志嶋宮内少輔(花押)

役人中

下野守(花押)

喜入摄津守(花押)

比志嶋宮内少輔(花押)

下野守(花押)

相模守殿(島津信久・久信)

九月廿五日

喜入摂津守(花押)

(巻子奥書)

知行御目録八通

(六号カラ十三号文書ハー巻二装潢サル)

14

13

知行目録

外十二石九斗六升三合三勺三才ハー又十郎殿高之内・入、高千六百四石六升二合六勺六才 中之村隅州肝付郡鹿屋之内

高百六石七斗六升六合貳勺四才

興宗寺算田帳事

應永五年三月十六日

三段卅代二所合風田

弥三郎

三段年□□

彦六

二ノ 段ハ 二反卅代内一反不作五郎大郎丁田

不作

覚圓

一段壱年作高田□ツケ 一反五代 又三郎

又四郎

大夫六郎大夫

六郎大郎

年作

一神 段寺

右同所之内

妙義

15

菊壽上之御事、(島津久信・信久) あまりどこ共なく御さ候御事、 笑止ニ

さつまにてのことくにてハ御さ有ましく候、御きらハ しく御たしなミあるへき事

御めしおゆなときこしめし候時、あまり口をとたかく 御さ候、人のわらひ候する、然共御名茶なときこしめ

若衆ニハ似合ましき欤と存候事

れさへ茶の湯者こう者なとの免さるゝわさと見え候

細

可□進候、仍執達如件 @注

し候てハ、わさと口をとたかくめされ候と聞え候、そ

る事ハ御承なく然るへく候、返く壱度たち候する座ヲ 典厩・又四郎殿口をと高く御さ候ツル、其孫とてもわ

弥次郎の 三郎五郎 両度ハ御こらへ可有之候、あまりく~のミくれ候ハ゛

何事モ所之仁等之御かんおん可目出度候、 以上、 (島津義久)

十来 代学 西

六郎三郎

ひこ二郎

十代

即阿

廿カ二丁 代ノウシ シ

卅代 中かハちの口

妙義

已二町一段廿五代

よこまくら

段 本銭返

三郎五郎

一段 本銭返ほうしかつら

又二郎

一段 不作同大御前庄さかいわ

(端襄ニハリ紙) 「貳拾七号」

嶋津庄大隅方肝付郡弁濟使兼石代子息兼藤申、 〜御教書、宛催臨時役、押取百姓身代、致刈田狼籍由事、 背関東度

16の1

訴申、先可令安堵之由、□四月一日相觸之處、不被叙用 ®≥ 押取身代、令押領所帯等、結句被退出住宅之由、(@)) 三ケ度相觸之處、不及是非散状□、致訴訟於談議所、重 (@±) 兼藤就

堵本職□住宅、可被糺返損物、<sup>®∄)</sup> 中、重□取身代、追出住宅之条、<sup>(@押)</sup> 令問答早、所詮、度<觸申之處、 猶以不被叙用者、 終以無陳状上、沙汰最 無其謂、 然者、 先令安 載其子

犯過事者、不及談議所沙汰之間、於守護方可致沙汰之由 云云、爰被上府彼兼藤日、犯科子細之旨、雖被申之、於

肝付郡地頭(代)殿(電サシ) 正應元年七月廿九日

(本文書ハ「旧記雑録前編一」九〇三号文書ト同一文書ナルベシ)

| 之處、道鑒令改易信行之上、任宰府下知、令安堵本職、 | 収  | [_]、如宰府今年三月十八日注進状者、可令安堵本職并[_](@右) | 代左衞門尉信行代官景行等押領所職、令□出由事、<br>(艸z) | l6 □隅國肝付郡弁濟使兼藤申、當郡地頭尾張前司□道~鑒3 '@ト、      |      | (本文書ハ「旧記雑録前編一」九二〇号文書ト同一文書ナルベシ) | 正應二年八月十一日 V⑭沙弥御判人(少弐経寛)          | 乱者、可改所带之状、下知如件、                               | 務者、前司新司固守此旨、無違乱可致沙汰、若猶[]違(數々) | □□両度於損物以下未進者、可為前司沙汰、至向後□(@m) (m) | 可執進請取状也矣、 | 年~所當年貢者、遂結解、有未進者、明年中究 <u>〔</u> 克、<br><sub>(第2)</sub> | 同不叙用之云云、太招罪科欤、早任彼状、可致其沙汰、 | □永両度下知事、<br><sup>⊕文)</sup>     | 府下知、令安堵本職、可糺返臨時課役色~損物也、 | □□國地頭代背彼狀云云、依其科改代官職畢、早任□□@在 @孝 | 下知事、   | 60[ 津庄大隅方肝付郡弁濟使兼石代子息兼藤申、両條  府2 (@@) |
|---------------------------|--|-----------------------------------|---------------------------------|---|------|--------------------------------|----------------------------------|---|-------------------------------|----------------------------------|-----------|--|---------------------------|--------------------------------|-------------------------|--------------------------------|--|-------------------------------------|
| 地頭代雇仕鎮守神人事                | □、停止地頭代押領、任文永下知、両方可致沙汰矣、 <sup>(@右)</sup> | 狩倉事                               | 在家事                             | □、守嘉禄御下知、任文永下知、可致沙汰矣、<br><sup>@在)</sup> | 野稲畠事 | □平民守庄例、両方可致沙汰矣、                | □兼藤申請、以見作田百七十町内形残九十余町可返付本名也、(任力) | 未□不事行之由、兼藤所訴申也、所詮、為断向後相論、<br>(漸 <sup>2)</sup> | □、於公田跡者、可濟年貢之由、度と雖加下知、依田数(®右) | 牟多田事                             | 永吉名事      | 16□津庄大隅方肝付郡弁濟使兼石葦状、子息兼藤申□條4(@嶋)                      |                           | (本文書ハ「旧記雑録前編一」九二六号文書ト同一文書ナルベシ) | 相模守平朝臣御判(北条貞時)          | 正應二年八月廿四日    陸奥守平朝臣御判(北条宣時)    | 藤畢、此上者不及別子細者、依鎌倉殿仰、下知 <u></u> 件、 <sup>(@知)</sup> | 可糺返臨時課役色~損物等之由、今月十一日書与 於兼_          |

右、 可停止過分之儀也矣、

地頭代引籠數ケ所屋敷由事

於平民跡者、可返付本名之由、 度~加下知畢、 不

可有相違、且兼石堀内小薗一ケ所地頭代押領之云云、

□前条こ如此、向後更不可違此状、 (図ク)

質者、不日可返付也矣!

正應六年四月三日 沙弥御判(名越道鑑・公時) 仍下知如件

(本文書ハ「旧記雑録前編一」九七三号文書ト同一文書ナルベシ)

大隅國肝付郡弁濟使兼石代兼藤申當郡所務條~事 就宰府正應二年三月注進状、擬有其沙汰之處、□頭(@地)

16の5

尾張前司入道と鑒止違乱之由、出状之間、同八月被匚下(@處) 然則、 而背彼状之旨、 任件状、向後更不可有違□者、依鎌倉殿仰、 (電話) 兼藤依訴申、今年四月□出和与状(@熏)

16の7

知畢、

下知如件

正應六年五月廿四日

陸奥守平朝臣御判(北条宣時)

相模守平朝臣御判(北条貞時)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」九七九号文書ト同一文書ナルペシ)

16の6 隅國

肝付郡任 玖捨余町田地及在家狩倉以下事(給) 関東御下知・御教書并宰府御施行旨、

渡于兼石、

□西方村里付在之、 (二カ)

岸良村里付在之

]東方村里付在之、 任被仰下之旨、田地玖拾柒町玖段貳杖并在家狩倉□ (所力) 内浦村里付在之

打渡于弁濟使兼石、 如件、

永仁三年二月廿八日

大介兼税所篤秀在判

守護代左衞門尉實光同

(本文書ハ『旧記雑録拾遺家わけ二]肝付文書九七号文書ト同一文書ナルベシ)

□津庄大隅方肝付郡弁濟使兼石与美作守時家代盛真相論(彎) 弁濟使職名田以下事、稱為難儀、□進不可然之間、 所返

正安元年七月三日

遣訴陳状具書也、可被成敗之状、依仰執達如件

(北条宣時)

相模守御判(北条貞時)

上総前司殿(金沢実政)

(本文書ハ「旧記雑録拾遺家わけ二二肝付文書九八号文書ト同一文書ナルベシ)

所打

16の10 

16の9 別納、 右、 (本文書ハ「旧記雑録前編一」一一二八号文書ト同一文書ナルベシ) 御下知違背之咎、 地頭美作前司時家代源盛相論弁濟使職名田等事、 訴陳之趣、子細雖多、 可令尊阿知行者、 延慶二年十一月十二日 無所遁欤、 依仰下知如件 所詮、當職名田等事取詮 然則於彼所職名田等者、 前上総介平朝臣御判(金沢政顕)

16の8

嶋津庄大隅方肝付郡弁濟使兼石死去、子息兼藤法師蔣紹与

頭代章重

次押

事者、 知状、 之、 大隅國肝付郡弁濟使尊阿申所職并名田畠等事、就度~下 厳密尋究、 不日差遣使者、 而不實之旨、 為處罪科、 被打渡處、 可被下知状、 地頭代實性等所陳申也、 地頭尾張幸夜叉丸重押領之由、 糺明真偽可注進、 可沙汰付于尊阿、 依仰執達如件 且向後、 至押領段者、 所詮、 猶有其煩者 於下地 尊阿訴 為實

正和元年九月十日 相模守御判

上総前司殿(金沢政策)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一一五六号文書ト同一文書ナルベシ)

領事、 陳之、 知状、 且向後猶致違乱者、厳密□(®F) 遠江守殿(北条随時) 地頭尾張守高家押領云~、而不實之旨、[二] 於下地者、不日差遺使者、可沙汰付<br/>
「尊阿、 為實事者、 文保元年三月廿日 ]被尋沙汰之状、 武蔵守御判(金沢貞顕) 相模守御判(北条高時) 依仰執達如件 急速可注進

地頭 為

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一一九七号文書ト同一文書ナルベシ)

16011 大隅國肝付郡弁濟使尊阿与地頭尾張前司高家□盛貞相論(@ft) 行也、 縁者敵人、 田地者、尊阿□知歟、将又地頭代押領否、(@籞) 正應和与状、於□七十町者、(@頁) 堀内七八町之外者、◯頭代皆以押領之由申之、 旨 三日和与状、同五月廿四日裁許□、仕下知状可沙汰付之 (@後)(@Œ) 所職名田以下事、就高家祖父尾張入道道鑒正應六年四月 押領之条、 度〜被成御教書畢、 無押領儀之□陳之者、 (@bi) 尋問近隣地頭御家人、 無所遁者、 爰尊阿則永仁年中御使打渡處, 於百七十町田地者、 重差遣使者、 立堺避与間、 可執進起請文、 尊阿于今所知 遂檢見除両方 於彼百七十町 地頭無異論 盛貞又任 若地頭

16の12 中 取取之、 一方小原大道ノ牛王作ョリ西姶良堺至マテ三十二町七段廿億山 以上、百七十町沙汰付弁濟使兼尚畢、 東方村三十九町四反中 書·去年五月廿一日御施行之旨、遂█節畢、仍堀内四十(@基) 内浦村四十六町二段册 岸良村二十町六段廿中 所職名田以下實檢事、 依仰執達如件 惣郡田數、 悉割取余田、以縄分出云云、云彼百七十町内余田有無、云 (本文書ハ「旧記雑録前編一」一二七二号文書ト同一文書ナルベシ) | 町二段卅内八町、河南十七丁□段中内七段卅中、 |隅國肝付郡弁濟使尊阿死去、子息兼尚与地頭|||盛貞相論| 遠江前司殿(北条随時) 元應二年三月十一日 入部之次、 遂實檢可注申之旨、 守元應二年三月□一日**関東御教** 前武蔵守御判(金沢貞顕) 相模守御判(北条高時) 至残田地者、 可被下知者 見取 仰執達如件 密為有沙汰、 付之田地内云~、事實者、 有其沙汰也、 被左右之、□兼尚連~訴申處、 (本文書ハ「旧記雑録前編一」一三三四号文書ト同一文書ナルベシ) 武蔵修理亮殿(北条英時) 正中二年六月廿日 元亨三年四月十七日 至押領田地及餘田事者、盛季進二文云~、厳(@注) 来十月中可被執進之盛季等注進状也者、 修理權大夫同(金沢貞顕) 相模守在御判(北条高時) 敦胤在判 盛秀在判

帳歟、 仍渡状如件

之上者、

先可沙汰付尊阿、

次地頭代先度分与彼田地之時、

分百七十町者□打渡之、餘田段者両使雖注進之、于今不 亨三年二月、守護代盛季并稅所[馬胤入部之、[@應] 阿殺害由事、許状如此、任元應二年三□十一日下知、元<sup>(@ff)</sup> 前司高家代押領實否、餘田有無遂檢見、地頭代盛貞承諾 招重科歟、於殺害段者、各別 剩殺害尊阿、 押領所沙汰 地頭尾張

依

ニ成間敷事

前より右衞門大夫ニ被仰付候条、可得其意《事、 大隅之内伊集院右衞門大夫居城二付候一郡之儀者、

覚

(一六号文書ハ一巻二収ム)

(端裏ニハリ紙) 「拾壹号」

義久 ・義珎御赦免之儀忝存付U、 (義弘) 不残心底人質致進上

迷惑候[之]間、右之飯野城ニ付、真幸郡又一郎ニ可取之(゚゚サージ) 被及聞食候、左様候へは、兵庫頭可在之所不相定、 (©≦) 并兵庫頭居城日向内にて候とて、御理不申明可申之由 可

思食候事、 大隅之儀、 無親疎躰被見及候[之]間、兵庫頭ニ大隅之儀可被遣と 物主可被作付二雖相定候、右両人始伊集院(忠樂)

此上者兵庫頭質物別ニー人可出候、又一郎儀者御そは 相ちかひ候共、又一郎儀者不便[三]被思召候条、 持方等上かたにて可被仰付候、左候へは、兵庫頭覚悟 ニ被召仕、 自分之為部屋栖、真幸郡被下候、 其上御扶 人質

一嶋津中務少輔儀、(家久) 上かたへ罷上、似合之扶持をうけ可有奉公(由、 人質を出居城を明、 中納言に相つき(羽柴秀長)

被思召候間、 日向之内佐土原城并城付之知行以下あげ

神妙

被返下事

候とて、

可被召上儀ニあらす候間、

是又中務少輔ニ可

本郷儀、 嶋津右馬頭儀者、義久次第ニ致覚悟、人質を召連御本(タメヘ) 頭可申付事、 陣へ相越候間、 人質を出候ハヽ、大隅之本知不相違様[三]可 (©ナシ) 向後まて彼城相立、 (本箇条ハ「旧記雑録後編二」三三二号文書ト同文ナリ 本知無相違様兵庫

日向之内ニ北郷當知行千町計在之由候、これハ國切之 事候〔之〕間、人質之外ニ子を一人、又一郎同前ニ相つ(②ナシ

申付事、

一両条ニーケ條於相背者、彼北郷||被成御成敗候[之]間( (ご)) めさせ、奉公於在之者、右之千町其身ニ可被下事、

得@ □ 意、 意、 彼城可取巻人衆之事、

河左衞門佐·吉川治部少輔·宮部中務卿法印·(©三) (肇景) (元長) 一中納言・毛利右馬頭・備前少将・大友左兵衞督・小早(鄭元) (守喜多秀家) (義統) 由・嶋津修理大夫・同□庫頭両國之人數を召具取巻討由・嶋津修理大夫・同□庫頭両國之人數を召具取巻討 阿波守·長宗我部宮\_\_\_\_(@內少) 」輔・尾藤 (◎左衛門尉) (知定・知宣 ・黒田勘解(孝高) 蜂須賀

最

19

こ可被仰付候事

右北郷於相背 粮可被下候〔之〕間、 御下知者、 可得其意候、猶安國寺・石田治部 (三成) 其面在陣之衆へ、 悉不残兵

少輔可申候也、

五月廿六日

御朱印

嶋津兵庫頭とのへ(義弘)

(本文書ハ「旧記雑録後編二]三三四号文書ト同一文書ナルベシ)

(端裏ニハリ紙) 「六号.

其方本知事、 如先く全領知不可有相違候也、

18

天正十六

九月十日

(花押)

嶋津右馬頭とのへ

(本文書ハ「旧記雑録後編二]五一八号文書ト同一文書ナルベシ)

18の1 (裏書)

右表 坂元平右衞門殿を以令進候、依之写置候、為後證如件、 太閤秀吉公 御内書、 嶋津美作殿江大田小平次殿·

19(封紙ウハ書)

寛文八年申十一月十九日

嶋津權十郎(花押)

嶋津權十郎

留

従 太閤秀吉公天正十六年九月十日、 嶋津右馬頭殿江

本知安堵御直判之御内書壱通

従 関白秀次公 近衞殿御下向之刻、嶋津又四郎殿江(彰久)

被為給候文録三年卯月十三日之御朱印壱通、

従 修理大夫義久公又四郎殿江帖佐郷可有知行之由、

永録八年八月廿四日、御直判之御證状壱通并御家一流(譽)

之系圖壱巻、

由、大田小平次殿被見届候間令進之候、此外可立御用 右者、我等所持仕文書之内、 貴様御家重實二可罷成之

寛文八年申十一月十九日 嶋津權十郎(花押) 文書無之通小平次殿被申候、

仍證状如件

嶋津美作殿

(端裏ニハリ紙) 「九号」

20の1 20 「 嶋津權十郎殿(封紙ウハ書) (端裏ニハリ紙) 「拾号」 證如件 従 従 従 致受用置候、 右者、 系圖壱巻 永録八年八月廿四日御直判之御證状壱通并御家一流之 我等家之重寶ニ可罷成之由候而被遣候、 被給候文録三年卯月十三日之御朱印壱通 本知安堵御直判之御内書壱通 寛文八年申十一月廿三日 関白秀次公 修理大夫義久公又四郎殿江帖佐郷可有知行之由, 太閤秀吉公天正十六年九月十日、 御方所持文書之内、今度大田小平次殿被見届! 此外可達用所文書無之通令承知候、 嶋津權十郎殿 近衞殿御下向之刻、 (本封紙ハ二○号文書ヲ収ムト推定サル) 嶋津美作 嶋津美作 嶋津又四郎殿江 嶋津右馬頭 先以欣然之至、 : (花押) 仍返 殿江 22 21 候、 今日高橋左門殿御取次ニて、 (元禄元年) 候様ニ奉願候、以上: 流之儀若差合申儀茂於有之者、 書者被返下置候ニ付、 越前嶋津系圖并文書之儀者、 仕儀二而無御座候條、 庶子ニ而罷居候へハ、願之通被仰付候而茂継来候家断 座候得ハ、奉願候通ニ被仰付被下度奉存候、尤故玄蕃殿 由可奉願与内~存居候処、終ニ願不得申上、 者又助存生之内より、越前嶋津一流之跡目被仰付被下度 通持来候、養父又助儀、(忠清) 私家二従前~越前嶋津周防守忠綱以来之系圖并文書数十 (端裏ニハリ紙) 「八号 四月三日 右之段又助代二召仕候者共申候、 口上覚 御口上覚 此節又~系圖并文書掛御目候、 被遊御免許被下候様二奉願候、 故玄蕃殿弟分ニ被仰付置候、(忠紀) 嶋津中務殿より御返事とし(気輝) 先年御文書方江差出申、 嶋津壱岐(久侶) 御見合を以庶流ニ被仰付 養父念願之儀ニ御

嫡 本 右 絶 追付相果申

然

嶋津壱岐殿より越前嶋津

て有馬市右衞門江被仰聞候者、

こて、 候處二、 成候間、 系圖并文書御指出被成、 御口上書并右御文書惣様御返シ被成候事、 重 而 御立前之儀ニ候ヘハ、此節者御申被成儀難被 御下向之節御申可被成儀者御心次第之由 御申分之段御相役中御相談被成

正月六日

口上覚留

此方家ニ越前嶋津家系圖等持傳候、

此節御用候間、

可差

23

守右衞門江御縁与ニ而御座候、(彰久) 千七百石御給、 家 二 申傳候者 上旨被 仰出候に付、 其内ニ新城を御持留之一所ニ被 龍伯様御本腹之 則差上申候、 就夫御假粧用として高三 御姫新城様者、 右系圖持傳候様子、 仰付候 嶋津

國分様御儀ハ 新城様御妹様二而

被成御座候得共、 龍伯様より御手渡ニ御給之由候、 被進置候間 中ニ而御不足ニ可被思召候間、題目之御系圖を御形見ニ 續被遊候 後来御子孫へ此御家を御相續可被成由ニ而 新城様者御姉ニ而御座候処ニ、 中納言様御簾中様ニ而(家久) 其後 中納言様御本腹 御本家御 別家二御縁 相

> 候故、 御申可被成与被思召候処ニ、無間茂御病死ニ而御座候、 第二之 へ御子分ニ被進候、 御姫様、 新城様御幸ニ被思召、 御幼少之時分 左候而、 御姫様御腹ニ又介出生ニ而 右系圖之一流相續之御願 中納言様より 新城様 又

介儀茂右一流之跡目願之儀可申上与内~存居候処ご

之儀差合申儀御座候ハヽ、 早世故不申上得之由、 右之趣ニ而御座候ニ付、 普代召仕候者共より委細申聞せ候、(譜) 去~季以口上書右系圖一 御見合を以庶流ニ被仰付候様 流嫡家

被下候、以上、

ニ奉願置候、

弥何とそ奉願通被

仰付候樣二宜被仰上可

三月朔日

嶋津壱岐

右口上書、 田伊左衞門を以差出申候、(経智) 佐多豊前殿分トシテ系圖三通箱ニ入相添、(気達) 尤三通共ニ写仕差置申候、 以 村

23の1

上

元禄八季亥三月朔日

但豊前殿直ニ於評定所御請取被成候

|第三紙裏ニハリ紙||「拾||貳号 参枚」

(端裏ニハリ紙) 「拾五号」

嶋壱岐様

25 謹言、 智性院殿御死去之由承、(光久女・織田信盛夫人)

御中途江戸より 發駕之時節候間、 24

口達之覚

(点線ニヨリ維目ヲ示ス)

七月廿九日

石井中納言

行豊

嶋

越前嶋津系圖被差上候ニ付、

**貴聞候処、口上書之趣被** 聞召達置候、 口上書を以被申出候趣達

被 思召趣も候得共、 此儀付而ハ 先被相扣置候、

思召之程可被 仰出候旨

此旨壱岐江可被申達候、以上、

三月六日

24の1

置候、以上、

(元禄八年)

三月八日

村田伊左衞門(経智)

謹言、

七月廿九日

平松少納言

時春

嶋津備中殿

絶言語候、

其許可為残念与察入候、為御悔如此候、恐く

右之通、佐多豊前殿より以御書付被仰達候間、

御覽可被

27

智性院殿御病氣御養生不相叶、

去ル廿日御死去之段承之、

御意候間

謹言、

御

26

石井右衞門督

行康

七月廿九日

嶋津備中殿

智性院殿御死去之由承及、 峒津備中殿 <sup>(久雄)</sup>

絶言語存候、

為御悔如此候、

驚入絶言語存候、

為御悔如斯候、

28 島津御名字二男以下迄名乗せ候儀、 写

23

前~より御氏族ニ而

| 清嶋津将監殿                    | 直嶋津備前殿                    | 豊嶋津内記                     | 季嶋津内膳                     | 尚。      | 明嶋津大蔵殿 | 親川上久馬    | 29 写     |       | 十一月廿日   | 是又可然候、以上、 | 被申出可然候、當時二男無之候而も、右願之儀者被申出、 | 旨被仰出候間、右之趣承知被仕、自分名字無之面~者願 | 別ニ替名字無之者ハ願可申上候、 御前より名字可被下 | 刀・島津内膳より願之旨達 貴聞候処ニ、島津名字之者(ダタミト) | n     | 名字名乗せ来候面~江申通、二男以下者何れも別号を名 | 男以下者別号を名乗せ度候、願之通被(仰付候ハヽ、御 | も、島津之御称号御免候儀者別而重+御事候間、向後二 |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------|--------|----------|----------|-------|---------|-----------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------------|-------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 被下候字を用申筈候、其外之庶流之儀者勿論、今度嫡家 | ハ代~久之字御免被成候人有之候、其二男よりハ尤此節 | 節被下候字を用可申候、庶流之内當時之依格式、嫡子計 | 右人数、嫡子迄ハ代~久之字御免被成候、二男よりハ此 | 用嶋津六郎次郎 | 豊義岡左平太 | 用 吉利杢右衞門 | 用 大野七郎太夫 | 用嶋津伊織 | 俊 伊集院蔵人 | 俊 町田郷九郎   | <b>警</b> 喜入右衞門             | 房嶋津求馬殿                    | 記嶋津頼母殿                    | 勝          桂太七郎                 | 資嶋津筑後 | 資 椛山助太郎                   | <b>時</b> 新納四郎左衞門          | 廣嶋津助之丞                    |

30

(本文書ハ「旧記雑録追録三」一九三の2号文書ト同一文書ナルベシ)

写

北郷作左衞門 嶋津新八

嶋津市太夫殿

嶋津内蔵

嶋津彦太夫

伊集院半右衞門

用申間敷候、右人数、二男より者此節嫡家エ被下候字を 家之者茂、寄合并以下之格ニ而罷在候者ハ勿論、久之字

用可申候、此段者嫡家より可相傳候、以上、

川上孫八

新納左京

川上縫殿 嶋津左内

椛山助四郎

北郷七郎左衞門

嶋津帯刀

右寄合并以上之者共、嫡子迄者代~久之字被遊

御免候、

北郷右衞門八 嶋津十郎左衞門 新納伊織

伊集院用之助 町田勘解由

別之嫡子計久之字用可申候、右[之]者共之嫡家又者二男(⑯ホタ) 右格之者寄合并以下之格二被仰付儀有之[候]節者、御直(電ナシ)

三月廿五日(正徳三年)

(本文書ハ「旧記雑録追録三」一九三の3号文書ト同一文書ナルベシ)

(端裏ニハリ紙) 「貳拾参号」

(封紙ウハ書) 嶋津市太夫殿

31

嶋津周防

桂仁治太郎

江被下候字を名乗候様可被申聞候、

以上、

三月廿五日三月廿五日

新納舎人

今度小源太殿家三男以下之庶子者、(寶寶) 御家之字御免無之

条可相避旨被 男以下之庶子者将之字實名二可被用、 仰出、 将之字被拜領畢、 御自分家自今以 此旨宜被得其

正徳三 |年|||五月朔日

嶋津市太夫殿

小源太殿幼少故、

為我等示諭如件

島津周防

久() 通()

(花押)

思召に候、

此段ハ左様ニ可承置候

其節一類共江可申聞候、

御男子ニ而候得者、

嶋津杢江被下 思召之段

殿計承知仕置、

嫡子婚礼之時節ニ至り、

右

礼時節ニ相成候ハヽ取合可申候、

右

思召之儀者市太夫

遠慮曾而不仕様ニ可致候、

左候而、

嫡子盛人之節、

致婚

無之候、 ニ不及候、

内~格別と存、

取違儀も可有之候、

内外共ニ其

御子之儀ニ付而

ハ諸事共ニ御物より曾而

御構

嶋津市太夫殿

32

右 此度於嘉久殿御懷胎三而、 追付御誕生之筈三候、 依之

則しらせ可有之候間、 御女子ニ而候ハゝ市太夫殿子ニ被下候条、 市太夫殿妻御本丸御奥江致参上、 御誕生候

仕候、 茂御沙汰なしニ被遊候、 出生之子ニ仕、 相請取可申候、 産之弓・七夜之祝等之儀、 御本丸二而御誕生之儀 市太夫殿血忌可相請候、 右通被仰付候付而、 市太夫殿江脇より相尋候而茂、 市太夫殿妻出生之筋ニ諸事可 向無之筋ニ被仰付、 実ニ市太夫殿妻腹ニ 右次第二候得者 何方江 妻

33

覚

ŋ

**、御尋茂有之間敷候間、** 

市太夫殿より茂

向御附届申上 以後共御奥よ

産いたし女子出生いたし候旨挨拶可致候、

右之通、 内匠より市太夫殿江可申 御取次 聞候、 以上、

(享保十六年)

蔵人(伊集院久矩)

(平岡久品

而御座候、私子共産神萩原天神取持申事御座候、イスリ繧リ「本文天神を産神リ取持可申候」一御坪之内ニ「而被遊御誕生候へハ、福ケ迫諏方御・ 福ケ迫諏方御産 神二 6)

一御胞衣御坪之内ニ被成御納事候哉、又者は(ハリ無)「本文御坪之内ニ而初湯被成候而可被成御出候」一御初湯被遊候而、私所へ御入可被遊候哉 を御産神可仕候哉 又者私所 相 納 可

れ

上度旨、

以御口上書月番御用人嶋津右平太殿へ差出候: 御太刀・二種壱荷進上仕、御序次第御礼申

御役替二付、与力稲留幸右衞門事月番寄与力被仰付度

右二付、

勤旨、

於

御前被仰渡候付、

則

御請申上相下り候、

申候哉、(ハリ紙)「本文何そ御納則御渡可被成候間、市太夫殿屋敷エ相納可申候」

六月二日 (享保十六年カ) 以上、

右御役替之御礼、

礒御屋敷・

御下屋敷

・奥・武・西田

其外御家老宅へ罷出候

由致承知候

旨、以書付右平太を以申出候処ニ、申出之通被仰渡候

34

寫

右者、若御年寄御役被仰付候付、御太刀・二種一荷進上 御礼申上度旨願被申出、 願之通来ル十五日御礼被仰

嶋津市太夫殿

仕

付候、 右、可申渡候、以上、

月番御家老嶋津木工殿より加役之儀茂被仰付候間可相 享保十六年辛亥六月六日、御直ニ若年寄御役被仰付候

(端裏ウハ書)

35

37

写

~ 六月十五日、於 人福山平太夫、(安村) 度熨斗目長上下致着、 (継紙付) (享保十六年)

35の1

御用之間二種一荷・御太刀致進上、支

御役之御礼申上候、奏者御側御用

於加久殿御事、只今御平産、 御女子様御誕生被成候、(於鉄)

何

36

七月十五日

そ御別条無御座候、

此段申上候、以上、

嶋市太夫様

西田嘉左衞門

享保十六年辛亥六二六日、御直二若年寄御役被仰付候、 27

御書付壱包

但封印有

右者、於加久殿御懐胎二付、 御女子被成御誕生候ハヽ、

市太夫子ニ被下之由 仰出之御書付、文書箱ニ可入置

候、

享保十六辛亥

八月廿七日

市太夫

粟拾八石八斗五升七合壱夕五才起

先ニシテ拾九石八斗

益之助様江御礼申上候(宗信)

右御役之御礼、太刀進上仕、

御前被仰渡、御受申上候事、

**靏**田 早左衞門

長峯安左衞門

岩重三之丞 喜納右衞門

平 川 仁 助

后 后 后 后 有 衛門

者日帳:留置候、以上、 數ツヽ拾壱人ニ可被下旨被仰付、此座ニ留置候、 委細

享保十九年寅

用頼 萩原甚七(

覚

40

覺

28

月番御家老嶋津杢殿より加役之儀も被仰付候旨、於

39

瀬戸口 瀬戸口 ・ 大 に 付 壱石 八 斗 ツ ヽ

大 炊 稲 助

上 助 八

一右為御礼、磯・御下屋敷・武・西田Ξ致参上、其外御

家老へ (御礼相廻力) 候事、

右ニ付而与力被仰付候ニ付、

稲留幸右衞門寄与力被仰

但納太刀ニ而候

中馬三吉

大炊 休之丞

外作職地不被下、續方及難儀段奉訴、入 御耳、右員 右者、足軽御奉公方此内七人二被下置候御扶持方二而、 42

寫

右八巻、御家老座□山口文九郎殿□□差上候、 巳正月十二日 赤松入道圓心一見状一巻

越前嶋津系圖

嶋津市太夫殿

義政公一義政公御判物御感状高氏公 御綸旨口宣

諸一見状

證判物并起請文

三巻

43

(端裏ニハリ紙) 「貳拾号」

正月

「書付(封紙ウハ書)

覚

綸旨口宣 越前嶋津家古系圖

尊氏公・義詮公・義政公御感状一巻

巻

諸文書

41

覚

赤松入道圓心一見状一巻

越前嶋津系圖 證判物并起請文

三巻

義詮公御判物御感状高氏公

巻 巻

諸一見状

御綸旨口宣

義詮公御判物御感状高氏公

右申渡、 置候様被 御記録奉行江茂承置候様可申渡候、 仰付候、

相立筈候、

以後御用之節者可□差上候、其中者格護被致

右之通、市太夫殿方江有之候得共、

家付而ハ何そ誰ニ茂不

越前嶋津景圖

三巻

赤松入道圓心一見状一巻

證判物并起證文(講)

諸一見状

巻 巻

以上、

三巻

巻

赤松圓心一見状 證判物并起請文

之御用相成候、為後證仍如件!

右七行、其方家雖所持候、先年被仰渡趣有之、被差上

種子嶋織部

得共、なにかと事多く候まゝ、あらく~申こし候、猶か

も心つかい有ましく候、なにもくわしく申つかわし度候

の由、めて度そんし候、我等海陸の障りなく候まゝ、少

久様御障り無よし、目出度そんし上候、いつれもそく才

延享元年子四月十八日

嶋津要人殿(久隆)

時守(花押)

さねて、めてたくかしく、

二月廿三日

より

おていとのへ

おかねとのへ

44

(封紙ニハリ紙) 「七号」

まつ平 さつまの守(宗信)

おてつとのへ

もおもひやりなつかしく候、なにそよろしき物とて 存候、我等出立あとにてハさひしく候由、此方より そくいた\_\_\_ひ\_\_\_\_\_くもしつねんなくたまハり忝 あいさつこまこまとの文、ねん入事候、かつ又やく 出足前やくそくいたし候硯石、中途よりつかわし候 猶く~、さむさに候まゝ、障り無やうにとそんし候

もなく候間、江戸よりつかわし申へく候、□にもめ

**45の1** 

御自分事御用候間、

明後廿二日四ツ時麻上下着ニ而可被

45 延享四年丁卯 三月廿日、御用人蒲生十郎左衞門殿より書付参候、

正月廿五日日付の文、大坂へ相とゝき候、いまたさむさ

てたくかしく

罷出旨御差圖ニ而候、 以上、

蒲生十郎左衞門

30

於嘉

翌四日四ツ前致登城候處ニ、

於御家老座御家老衆嶋津左(久甫)

昨日者御入来、

太刀・馬代預御持参、

欣然之至候、

為謝

## 島津要人殿

趣奉承知、 り口達ニ而被仰渡候ハ、 同廿二日四ツ時前致登城候處、 難御受申上、 御番頭御役被仰付候由 同日島津備中殿・樺山主計殿(資際) 於御家老座椛山主計殿よ「御家老」(気初) 御意之

附衆嶋津弥市郎殿・平田新左衞門殿・鎌田源左衞門殿(永島) (永島) 島津右平太殿・鎌田太郎右衞門殿・北條織部殿、(永邑) (歳子島時成・時守) 大御目

郷原轉殿、右人数江致御礼候(タメサ)

樺山主計殿御夫婦并御同性七郎殿・喜入安次郎殿(寓)(気)(歯)

同日、

夫婦・和田次右衞門・同性源右衞門相招致祝候

同八月三日、 御用人三崎平太殿より申来候ハ、

御自分事御用候間 明四日四ツ時麻上下着用ニ而可被罷

45の2

以上、

出 八月三日(延享四年)

三崎平太

(本文書ハ「末川家文書 家譜」二〇四号文書トホポ同文ナリ)

嶋津要人殿

衞門殿より口達ニ而被仰渡候ハ、 曾木地頭職被仰付候由

御意之趣奉承知、御礼之廻樺山主計殿・嶋津右平太殿 嶋津備中殿・鎌田 其外大御目附衆相廻候、

以上、

九月十七日改之、

(ハリ紙) 「拾参号」

「 嶋津市大夫殿(対紙ウハ書)

46

本伯耆守

(四五号文書ハー紙ナリ)

口上覚

昨日者入来、 申入候、以上、 太刀・ 馬代預持参、

怡悦之至候、

為其以使

七月二日

本伯耆守

嶋津市大夫殿

(封紙ニハリ紙) 「貳拾壹号」

47

「 嶋津市大夫殿(封紙ウハ書)

小和泉守

31

| 名 (対紙ニハリ紙)「貳拾貳号」 (対紙ニハリ紙)「貳拾貳号」 (対紙ニハリ紙)「貳拾貳号」 (対紙三ハリ紙)「貳拾貳号」 (対紙三ハリ紙) 「貳拾貳号」 (対紙三八リ紙) 「貳拾貳号」 (対紙三八リ紙) 「東京拾貳号」 (対域三位) (对域三位) (对域运应) (对域三位) (对域三位) (对域三位) (对域三位) (对域运应) ( | 行参、入御念儀候、右為挨<br>小和泉守 | 50 (對紙ウハ書)<br>「 嶋津市太夫殿<br>昨日者御入来、太刀・馬<br>斯候、以上、<br>(愛延二年)<br>七月三日<br>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | <br>  大殿<br>  西隠岐守<br>  西隠岐守<br>  西隠岐守<br>  西隠岐守 | 為<br>其<br>如<br> |
|--|----------------------|---|--|-----------------|
| (封紙ニハリ紙)「原拾薫号」   |                      | 七月三日<br>(寶)三年)<br>斯候、以上、  | 西隠岐守(西尾忠直)                                       |                 |
|  |                      | 嶋津市大夫殿  |  |                 |
|  | 入御念儀候、               | (端裏ニハリ紙)「恰九号」   |  |                 |
| 拶如此候、以上、   |                      |   |  |                 |
|  | 本多伊豫守(忠統)            |   |  |                 |
| 七月二日   | 使                    | 51 (封押) 清書  | 小信濃守   | _               |
| 「 嶋津市太夫殿<br>49 (封紙ウハ書)   | 秋但馬守                 | 今般 御目見就被申上候、  | 太刀・馬代御持参、  | 過分至候、           |
| 口上覚  |                      | 七月三日<br>(寛延]年)<br>大月三日、以上、  | 小信濃守   |                 |
| 昨日者太刀・馬代預持参、怡悦之至候、為其以使申候、  | <b>远之至候、為其以使申候、</b>  | 嶋津市太夫殿  |  |                 |
| 以上、  |                      |   |  |                 |

(寬延二年)

52 此間者御入来、殊太刀・馬代預御持参、過分之至候、為

(寬延二年) 七月三日 上月三日 七月三日

戸淡路守(戸田氏房)

嶋津市太夫殿

55

(継豊)

(端裏ニハリ紙) 「貳拾五号」

嶋津市太夫殿

嶋津市大夫殿

53 此間者 御目見被申上候付、 太刀・馬代御持参、 過分之

七月三日 為其如此候、 恐く謹言

正陳(花押)

於嘉久様江 太守様より

節市太夫被差立候付、右之御礼被仰進候、

市太夫被差越候付、御安否御尋被仰進辱被思召候、

此

宿次御奉書·御鷹之靏被遊御拜領候付、

為御禮使嶋津

嶋津市太夫殿 御宿所

54

至候、為其如此候、已上

(寬延三年)

板佐渡守(板倉勝清)

此間者御入来、太刀・馬代御持参被申置通承之、欣然之

堀加賀守

右江御口上、

弥御機嫌好被遊御座、

目出度被思召候、

「 メ (端裏ウハ書)

於此御方茂御揃御機嫌能被遊御座候、然者

御禮使嶋津市太夫被差越候付、

御傳言被仰進辱被思食

隅州様<br />
江以宿次御奉書<br />
・御鷹之靏御拜領被遊候付、為

四月十五日

此節市太夫被差立候付、右之御挨拶被仰進候

56 (封紙ウハ書)

沢田との

かま田六郎太夫

より

×

よしよく申せとの御事候まゝ、何も〳〵よろしく申 返す~~御かハりなきやうニとおほしめされ候、此

太守様より

右江御口上、弥御機嫌無御差障被遊御座、 於此御方茂

食候、

御揃御機嫌好被遊御座候、

然者以

目出度被思

33

上候へく候、めてかしく、

せ候、 お鉄殿より年頭御祝義として御ふミ拜見いたし申まいら(《隆室・継豊女) 太守様・御前様いよく〜御機嫌よく御超歳遊さ

きかせられ御満悦おほしめされ候、扨は れ候、お鉄殿ニもいよく~御かハりなく、御越年のよし 御前様御着當

とけ申へく候、此よしよく申せとの御事候、めてたくか 靍御拜領被遊候、御歡仰上らるたん、かすく~ひろうを 日御いわる濟せられ、且又旧冬廿二日、 太守様御鷹の

58

一筆啓上仕候、於鉄様御安産、殊御男子様御誕生之由承

知仕、恐悦ニ奉存候、右御祝詞申上度御座候間、

御自分

澤田との

しく

かま田六郎太夫

沢田との

樣迄此段申上候、御序之節御披露奉頼候、恐惶謹言: 新納長意

(寛延三年)

澤た様

ほしめされ候、此よし宜申せとの御事御座候、めてたく なく御座あそはされ候、暑氣御機嫌伺仰上られ御満悦お

こたま 小六

より

34

57

返すくへ、めてたくかしく、

暑氣中御機嫌伺として、五月十六日の御ふミのやう拜見 則申上まいらせ候、まつく~土用に入、殊之外 59 御意ニて申入まいらせ候、

かしく

目出度被思召候、

端午之節句御祝二付、御男子様江御目

お鉄殿御替なく被成御座

録之通被成御祝被進候、此よし宜可被申上候、めてたく

太守様ニも御機けん御障り

されめてたく思召され候、

暑さ二て御座候へとも、お鉄殿いよく〜御替なく御さな

沢た殿

61

返く、 う御伺被遊候處ニ、 お村様御事、 御伺の通被 御前様ニ御たて被遊候や 仰出候、 御祝儀被

ろしく可被申上候

仰上候趣申上候処、

御満悦被遊候、此よし何にもよ

官位被 此よし何にもく~よろしく申せとの御事御座候、 遊候間、 初春の御祝儀被仰上候御文、扨また めし候、 御かわりなく御座被成候よしきかせられ、御満足おほし 御文のやう申上候処、御満悦被遊候、お鉄殿ニもいよく〜 扨ハ 右の御祝儀をも被仰上、かたく〜御満足被遊候、 仰出、 上使を以 御一字御拜領被遊候付、 御家督初而御鷹の靍御拜領被 太守様御元服・御(重年) (寛延二年十一月) 御祝儀被仰上候 めて度

より

62

左候て、

御産後はしめて入らせられ候ニ付、

御祝あ

沢田との

堀右衞門

尚〈人、 何もよろしく申せとの御事御さ候、 めてか

お鉄殿より御機けんうかゝひ仰せ上られ候、御文のやう しく

く御せん等も御相應めし上られ候、扨はお鉄殿御事、 く 隅州様何の御障りもあらせられす、いよ~~御機けんよ(雛豊) 申上まひらせ候、まつく~ 御滞在、折~御歩行をもあそハされ、猶御機けんよ

され候まゝ、此よし何もよく申せとの御事御さ候、 満悦覚しめされ候、右の御よろこひかた〳〵仰せつかハ

めて

安産御男子御出生、御母子共ニ御さはりなきのよし、御

御

たくかしく、

沢田との 御返事

戸後左衞門いし黒

より

そはし、 御樽さかな御重の内御二所さまへまいらせ

かたしけなく御にきくしく御ひらき、幾ひさしく 候、權七さまへもにさう成御反物まいらせ候へハ、

と御祝忝なかりまいらせ候よし、何も細く~との御

文のやう、まことに幾まん~~年御機嫌よく御はん しやうの御事にて、御めてたさのミかきりあらすと

らせ候御事ニおほしめし候 れ候よし、何もくわしく仰進られ候て、御念入まい **~~ニ御参被成候ハんか、其内御文にて仰上させら** 御祝思しめし、御近~~の内御着も候、御礼かた

と思しめし、何もよろしく御申上候様ニとの御事ニ の御事ニ御さ候、返く~其御ほとさまニもすい分 のミ□御祝思しめし、此よし何も又よろしく申せと たニもいかほとおめてたく、猶幾久しく御めてたさ 句にて、御にきく~しく御祝あそハし候御事、こな へく候御事ニおほしめし候、ま事ニはしめての御節 市太夫さまニも早速御礼ニ御参なされ候、 **~何の御障なふ、さゑ~~しく御さなされ候様ニ** 御念入候

御さ候、めてたくかしく、

御機嫌の御左右きかせられ度

御禮と御さ候て、御文の

63

御めてたさ、さては 御ほとさまニもいよく〜御機嫌よく御座あそハし候よし、 障も御座あそハされ候す、御機嫌よく入らせられ候、其 やらぬ御てんきニ御さ候へ共、 やう御めに掛まいらせ候得ハ忝おほしめし、まつく~晴 御禮と御さ候て、御文のやう御め 隅州様いよく一何の御

> まにもいよく〜御機嫌よく、何の御障もあらせられす候 に掛まいらせ候得ハ、忝おほしめし、まつ~~其御程さ

事、數~~御めてたく、御うれしく思しめし、こなたよ ちゝもよふ上りまいらせ候、御進ミよく御座なされ候御 よし候、いかほとく〜御めてたさ權七さま御事も、 御

りも御機嫌よく入らせられ候、扨ハ御節句まヘニハ御祝

あそハし、御樽さかな・御ひとへ物・御重の内權七さま

つくニ御めし被成候よし、 へ被遺候へハ、忝御にきく~しく御祝、御ひとへハ御せ

御礼御文のやう、うれしさめ

てたくかしく、

澤田様

X

玉井

おちつき上被成、有かたくそんし御上被成候御事と、 此ほとより何かと御あんし上被成候に、さそく~御 しくたのミあけまいらせ候、返く御そもしさまニも 供何茂よりも御祝義申上度申され候まゝ、 序の時分、よろしく御沙た御申上被下候へく候、御 右之御祝義申上たくそんしあけまいらせ候、また御 何もよろ

太守様ニも御機嫌よく此御地御發駕遊し、

御海陸御すら

おめ

**く〜と御通路遊し候まゝ、をひく〜御さう被為聞、** 

かすく〜御めて度そんし上まいらせ候、 めて度かし

۲<sub>.</sub>

よし承上、こゝもとにも上 れす、御やさま二御丈ふさまなる御事にてあらせられ候 御めて度さいよく 産遊はし、ことに御男子様にてあらせられ候由候、 候、まつく からさま遊ハし候御事と、 御祝義申上度、 御文にて御そもしさままて申上まいらせ 於鉄様御事、 御親子様共ニ何の御障もあらせら 打寄御噂さま申上まいらせ候、 わたくしも御めて度、御て 昨五日ニ御する~~と御安 乍憚、

めて度かしく、

四月七日てんきよく(寛延三年)

65

玉井

○沢たさま

きその

64 御祝義仰上させられ御ふミのやう、 て度思しめし候、 いらせ候、 先〜其御地ニ而も御揃被遊、 めて度かしく、仰上させられ候とをり、 則 御機嫌よく御め 御守殿江申上ま(竹姫・徳川綱吉養女)

> 祝遊しまいらせ候、此ころニハ其御地へ御光着遊し、一 さまニて、御勇しさまニ御登り御下り遊し候やうニと御 てたく御悦におほしめし候、 誠ニ幾久しく萬~歳御繁昌

との御事に御座候、 尚とめて度かしく、

御文のやう御満そくに思しめし、よろしく〳〵申候様ニ

入御賑~しく被為入候ハんとめて度思しめし候、

御祝義

嶋津市太夫様

御奥方さまへ 御返事御申上

村路

御しう儀仰上させられ御文のやう、 す御悦遊し候、 光着被遊候御さう御到来御さ候まゝ、此上もあらせられ 御長途の御草卧も御座不被遊、 し御機嫌よく、 いらせ候、先~仰上させられ候通、 隅州様ニも御機嫌よく、 御すらく〜と其御地へ御 則 厥御地ニても御揃遊 御守殿へ申上ま めて度かしく、

御悦被遊候、此御地御勇しく御發駕被遊、 ゆひよく仰上させられ、御馬御拜領遊し、 御三公様より御先格之通御拜領物遊し、 御礼まても御し 数と御めて度 御海陸御すら

太守様御事、

御國元へ御暇御給被遊

度御悦遊し候、此ころニは其御地へ御光着遊し、一入御 **~~と御通路被遊候よし、をひ~~御さう被為聞、めて** 

遊しまいらせ候、誠幾久しく相かハらす御登り御下り遊 し候様ニと御祝遊しまいらせ候、此御地 御両殿様御留

賑~~しく被為入候ハんと、御めて度御さうのミ御侍上

よく被為成候まゝ、御心安さまニ思しめし候様ニとの御

主さまニて御淋しくいらせられ候、さりなから弥御機嫌

事ニ御さ候、猶めて度かしく、

嶋津市太夫様

御奥方さまへ 御返事御申上

村路

(ハリ紙)「貳拾四号」

66

尚〈〈、

何も~~よろしく申候様ニとの御事ニ御座

めて度かしく、

菊姫様江則申上まいらせ候、 御礼仰上させられ、御名書ニ而御文のやう、 先比市太夫様御登りの時

分より、

菊姫様江御目見被成、 御盃御戴、 御細工物も御いたゝ

> 礼御細~と被仰上させ、何茂~~御念被為入候御事、市 す、此御地御立前ニハ、御料り御戴、拜領物被成候、 き被成、御つめ中も何そ御しほらしき御事もあらせられ 御

太夫様よりも御礼被仰上、則申上まいらせ候、またよろ

より

しく申候やうことの御事ニ御座候、めて度かしく、

嶋津市太夫様

村路

御奥方さま 御返事御申上

67 尚~~めて度かしく、

夕膳も御上り被成、七つ時分より御出被成候やうニそん やう申上候まゝ、七つ時分より御中をくへ御出遊し候や し上候、御家老様かたニも御出被成候ゆへ、皆様へもさ

度存上まいらせ候、扨ハ御中をくエ御出遊し候御事、御 今日も暑さニ御座候へ共、弥御替も御座被成す、御めて

うこと存上まいらせ候、めて度かしく、

より

村路

嶋津市太夫様

38

度かしく

嶋津市太夫様

68

此御多葉粉はゆふ部御やく束あそハし候まゝ、 尚くいめて度かしく、

及不申候、此御返事ニ仰上られまいらせ候、 よろしく申候様ニヒとの御事ニ御座候、御礼ハ御出被成ニ 御姫様御せんの御下ニて御座候、 御姫様より被下候、御頂戴被成へく候、此御小重之内は 御慰ニ被遺候、此よし めて度かし

嶋津市太夫様 嶋津市太夫様

村路

尚〈〈、 なく被遺候へく候、以上、 御仕立物・御あらい物、 何ニ而も御心をき

69

菊姫様ニヒも初めて御目見被仰上、御めて度存上候、 御悦申上候、今日ハ御中をくへ御出被成 私事

らせ候、今日御めに懸り候まゝ、右之御悦申上候、 く存上候、とふ御悦申上候半と存上候へ共、 も初而御めニ懸り、御國元御機嫌の御事も伺上、有かた ひかへまい めて

71

70

村路

「 嶋津市太夫様へ 御申給へ (封紙ウハ書)

當日之御祝義御めて度さ、其御程ニても御祝被成候 ハんと御めて度存上まいらせ候、昨日之御移り請取

られ候御ふく紗返し上候、尚くへかしく

しく濟せられ、御同せんニ御めて度さ、御まへ様にもよ 御文のやう拜見いたしまいらせ候、昨日ハ御祝も御賑~

領物被成、幾久しくと御めて度さ、御礼猶亦宜可申上候、 きをりからこて、御賑く鋪御祝上、萬事御しゆひ能御拜

近日御ゆる~~と御目に懸り上、 今朝も御玄くハんまて御出被成、御口上委しく承上候、 かたく、申上まいらせ

候、 めて度かしく、

嶋津市太夫様へ

村路

候へく候、めて度かしく、 拜領之御重之移り、 今朝之御礼かたく、文ニ而申上候、 明日返し上られ候様ニ仰付られ 御守殿より御

村路

39

72

候様ニと存上候、以上、 候へ共、 早速御届申上候へく候、 通委細二承、 候半と存上まいらせ候、 誠ニ御心指さま忝存上まいらせ候、 荻原殿へも御土産被遣、 私事明日 則 御守殿 御城勤ニ上り候間、 先刻ハ臼井猶右衞門へ御口上之 扨ハ明日御出被下候様ニと存上 菊姫様御方へも申上まいらせ 嘸忝存被申候半と存上候、 今日者嘸御草卧被成 明後日御出被下

嶋津市太夫様へ

村路

との御事ニ御座候、 のミ御祝被遊候御事ニ御座候、何も宜しく申候様ニ く年も御長久御はんしやうさまにて、 御満そくかりまいらせられ候、まことに幾久しく萬 尚くいめて度かしく、 御目出度御便

せ候、 御内へより御箱之内御拜領遊し、 御礼仰上させられ御文のやう、 く御めて度おほしめし候、 先く其御地 隅州様初上御揃あそハし、 扨はよき御便御祝遊し候て、 則 有かたくおほしめし候 御守殿へ申上まいら 御機嫌よ

めて度かしく、

よし三而御礼仰上させられ、

今朝は思召付させられ、

御樽肴・御みや物品~送り被下、

嶋津市太夫様

御奥方さまへ 御返事御申上

村路

御よろこひ仰上させられ御ふミのやう、 上まいらせ候、先く厥御地にも御揃遊し、 則 御機嫌よく御 御守殿へ申

73

組仰出させられ、 仰上させられ候通、 いか程く〜御悦におほしめし候、 菊姫様御事、御願之とをりに御縁 猶幾

めて度思しめし候、

めて度かしく

仰上させられ御満足ニ思召候、 すませられ候御事御祝遊し候、御念入御細やかニ御祝義 よろしく申候様ことの御

久しく御長久御はんしやう遊し候て、御目出度御祝義も

嶋津市太夫様

事ニ御座候、

尚とめて度かしく、

御奥方さまへ 御返事御申上

74

御祝儀おほせ上られ候御ふミのやう、

則

御守殿江申上

村路

御念入らせられ候御事と、

旧冬は、

めて度かしく

事と、 らせ候やうことの御事ニ御座候、 めて度御悦遊し候、 よく御光着遊し、 御繁昌 打寄らせられ、御祝被遊候御事、 御光着遊し候よし御到来御座候て、 りも御座不被遊、 御賑としく、 御めてたく思しめし候、 |御めてたさのミと御祝遊し申候、 御初に御目見被仰上候御事、 其御地ニても御待請仰上させられ、 先月廿三日に其御地へ、めて度かしく、 **嘸/〜御賑~しく御満そくさまの** 何もく~よろしく申ま 尚くへめて度かしく、 幾久しく萬~歳御長久 ļì ・か程 ( 御悦遊し 一入( ) 御機嫌 御

嶋津市太夫様 御奥方さまへ

御返事御申上

村路

御祝儀仰上させられ御文のやう、 せ候處に、 御満足におほしめし候、 則 仰上させられ候通 御守殿江申上まい

75

官位御昇進仰出させられ、
延元年従四位左近衛中将) 太守様江上使御給被遊、(宗信) 御参府之御礼おほせ上られ、 琉人めしつれ申候ニ付、 御先 御寬

> 召候、 御満そくさ何も宜申せとの御事に御さ候、猶めてたくか 度御事のミと御祝遊しまいらせ候、 濟せられ、萬つ御すらく~との御事、 格之通御米御拜領遊し、 幾久しく萬~歳も御長久御繁昌さまニて、 御官位の御礼まても御首尾よく 御祝義御ふミのやう、 いか程御悦ニ思し 御目出

まいらせ候、

先く

隅州様御機嫌よく、

御長途何の御障

しく

|三月十七日江戸召立候御使、|「巳ノ(寛延二年) 四月六日二當着

嶋津市太夫様

御奥方さま 御返事御申上

村路

で (封紙ウハ書) 御申上(す) (対紙ウハ書)

76

此御肴一をり御到来遊し候侭、 よしよろしく申候様ニとの御事に御座候、 尚 ( めて度かしく

菊姫様より被下候、

此

村路

嶋津市太夫様へ

御細~~と御礼仰進しられ候御文のやう、御ねん入御言傳仰しんしられ候へハ、忝思しめし候よしニて、

せられ候御事と御悦ニ思しめし候、此よしよろしく

らせられ候ハす候やうにと思召候、何も~~よろし仰上られ候へく候、返ゝすいふん時節之御さわりあ

く申せとの御事に御さ候、めてたくかしく、

【→しく御座あそハし候、扨は先比伊勢兵部殿・かつま
而も、 御守殿はしめ上 御二所様御機嫌よく御さへ
よく入せられ候御事、御めてたく思しめし候、此御地ニ
は、其御地ニ而 隅州様はしめ上御揃あそハし、御機嫌

より

た左太郎下りの時分、めてたくかしく

まつ沢

浅路さま

いくた

飛脚さし立られ候、はや~~と御左右きかせられ候御左右きかせられ度思しめし候、其御ほとより早速

78

御申上候様ニ申せとの御事ニ御さ候、猶又何の御障右御悦仰進しまいらせ候まゝ、御二所さまよろしくニ、御吉左右きかせられ候、御あんとあそハし候、

とより何か御せわ御申上被成候ニ、御安〳〵と御平らせられ候様ニと思しめし候、そもしさまニも此ほ

なふすらく、と御肥立まし候、

御膳も御心よふあか

産あそハし、嘸おちつき上の事とめてたく、こなた

悦上のほと御さつし思しめし、此よし何も〳〵よくってもきかせられ候、いか計うれしく、そもしさま

御祝儀かた~~御文ニて仰進しまいらせ候、まつ~~心へ候て申せとの御事ニ御さ候、めてたくかしく、

御事もいよく〜御機嫌よく、昨五日ニ御するく〜と御安隅州様いよく〜御機嫌よく御座あそハされ候、 於鉄様

産あそハし、ことに御男子さま出生にて、御親子さま共

御悦思しめし候、猶又何の御障も入らせられす、御あかかせられ候、扨〳〵御めてたく、こなたニても別而〳〵に何の御障あらせられす、御ち心も御座不被成候よしき「何の御障あらせられす、御ち心も御座不被成候よしき

り物も御心よく御あかりあそハし、御やゝさまニも御

42

御めてたくうれしさ御左右のミ御待ましあそハし候

嫌よくいらせられ候、こなたニ而も

御守殿

太守

せ候、ことの外御悦被遊候、よろしく御礼申候様ニと、

候様ニとの御事ニ御さ候、

ため池ニ而

菊姫様御き

御めて度御悦におほしめし候、何も〳〵よろしく申

沢田さま しく ちゝもよふ上りまいらせられ候や、数~~御めてたくか 人く 浅路

79(封紙ウハ書)

春井

二而も被成御揃御機嫌克被遊御座候、猶又宜被仰進候、 津市太夫被差越候付、 此節御鷹之靏御拜領被遊、目出度思召候、依之御禮使嶋 姫君様より隅州様□(紅カ) 御案否御尋被仰進忝思召候、此方

81

の御外 尚〈 は申上まいらせ候まゝ、さやうニ御心へ被遊へく候、 溜池へ御礼被仰上候ニ及不申、私よりよろしく御礼 御國元ニ而も 御揃被遊、 御き嫌よくいらせられ候御事、 隅刕様御機嫌よく被為入、そ

80

取込遅成まいらせ候、御しゆひ申上候、以上、猶 是またよろしく申上候様ニをき原殿よりうけ給申候、(※) 右之御首尾、昨日申上候筈ニ而御さ候へとも、

御守殿へ御しん上被成候御品と、 弥御替りも御座被成す御めて度さ、 し候御品〜も一昨日おき原殿ニ而御ひろう相すミまいら 扨は 御てつ様より御上遊

( めて度かしく、

43

様御機嫌よくいらせられ候御事、昨日は御たい面被

遊、 御悦遊し候御事ニ御さ候、めて度かしく、

まゝ、 御残多ニ覚しめし候、さては此御肴御いわる被遊被下候 なたへ 菊姫様被為入候へ共、御急ニ而御あひも被成す、 すら~~と御着被成候御事めて度覚しめし候、昨日はこ 成候よし御さかせられ候、御道中御障りも御座被成す、 菊姫様より仰られ候、今度御手前様ニも御礼使ニ御着被 御めて度御戴被成へく候、何も私よりよろしく申

市太夫様

候様ニと仰被成候、めて度かしく、

春井

外御悦に覚しめし候、 候御品も、 菊姫様へ御進上被成候御品~、 則溜池へおき原殿よりさし上られ候、ことの 山く〜御礼申上候様ニと御意ニ而 御てつ様より御上遊し

御座候よし、めて度かしく、

市太夫様

春井

猶く、 何もく、よろしく被仰上へく候、たのミ存

84

「嶋津市太夫へ相渡(ハリ紙)

82

まいらせ候、以上、

く此御地へ御着遊し御めて度さ先程ハ御出被下、御ひさ 御悦申上候、御道中御すら~~と御旅行被成、 御き嫌よ

而 **~~:而御めに懸り、御めて度さ御悦申上候、** 上~様方御機嫌よく被為入候御事委しく伺上、 御國元ニ 有か

> 御馬 御太刀 進上

匹 腰

以上

たくそんし上まいらせ候、右御着の御悦旁申上まいらせ

めて度かしく

83

猶

くめて度かしく

市太夫様 御与力衆 御中

春井

84の1 表書之通相納之申候、

以上、

(宝曆六年) 四月朔日

島津市太夫 島津市太夫 松平大隅守使者

伊原要人(松平周防守内西丸當番

も御礼使御首尾よく御勤遊し候よし、御めて度そんし上 御悦申上候、 弥御き嫌よく御めて度さ、扨は御手前様ニ

まいらせ候、右之御祝義申上候、此御屋敷へ御出遊し候

しく

野殿よりも御祝義よろしく申上度よし御座候、めて度か

ハヽ、御より遊し候へく候、

御めに懸り上申へく候、山

市太夫様

春井

44

87 86 85 此間者御入来、殊太刀・馬代預御持参、欣然之至候、 此間者御入来、太刀・馬代預御持参、過分之至候、 今般 「 嶋津市太夫殿(対紙ウハ書) 候、 如斯候、以上、 謝礼如此候、以上、 (端裏ニハリ紙) 「拾七号」 四月四日 松宮内少輔(松平忠恒) 四月三日(宝曆六年) 四月二日 嶋津市太夫殿 嶋津市太夫殿(久隆) 為謝礼如是候、 嶋津市太夫殿 御目見就被申上候、太刀·馬代御持参、 以上、 小信濃守 酒石見守(酒井忠休) 小信濃守(小出英持) 過分之至 為其 為 90 89 88 以上、 「 嶋津市太夫殿 (封紙ウハ書) 「 御継目御願之通被仰渡候御書付 (封紙ウハ書) 此間者太刀・馬代預持参、怡悦之至候、為其以使申入候、 此間者御入来、殊太刀・馬代預御持参、欣然之至候、為 謝礼如斯候、 嫡子 四月五日(宝曆六年) 四月四日 嶋津市太夫継目 口上覚 嶋津市太夫殿 嶋津市太夫殿 嶋津權七 以上、 大出雲守 酒左衞門尉(酒井忠寄) 大出雲守

(端裏ニハリ紙) 「貳拾六号」

十二月

(本文書ハ省略ス)

(本文書ハ省略ス)

95の1 (本文書ハ九五号文書ヲ収ムト推定サル、省略ス)

98 (本文書ハ省略ス)

99 (本文書ハ省略ス)

100

嶋津安房殿(5備)

右者、所帯方極~難澁ニ付、三嶋砂糖拾弐万五千斤於嶋

元御買重ニ而、来ル戌年より寅年迄五ケ年、於隣殿御心附 (斉宣女・匯子島久道

102

(本文書ハ省略ス

(本文書ハ省略ス)

被仰付置候に付、右年限筈合候跡引續、来ル卯年より五筆 Σ御心附被仰付候条、五ケ年之内山城殿方Σ弐ケ年、両家 ケ年、是迄之仕向通を以、山城殿并嶋津大学・安房殿方

103

御自分事、明後十五日御太刀進上二而御役之御礼被仰付

(川上久芳) **美濃**(芳)

方江三ケ年、年分ケを以御心附被仰付候

候、以上、

**筈候間、着服熨斗目長袴ニ而、** 

當朝五半時早目可被罷出

十二月十三日

當番奏者番

嶋津藤馬

嶋津仲

101

文政三年辰正月

笠野原小牧原畑方名寄帳 斑屋上名村御抱地之内

(端裏ニハリ紙) 「拾六号 嶋津市太夫様

47

(冊子表紙)

96 (本文書ハ省略ス)

(本文書ハ省略ス)

110 109 108 107 106 104 105 (本文書ハ省略ス) (本文書ハ省略ス) (本文書ハ省略ス) (本文書ハ省略ス) (本文書ハ省略ス) (本文書ハ省略ス) (本文書ハ省略ス)

111 (冊子表紙)

天保九年戌九月

佐土原

嶋津飛驒守様御當地御越一件帳

※ (行間)

御役所

111*0*1

口上覺

り左之通御伺ニ相成

取次

新納主税

御本文杉原半切

此節嶋津飛騨守殿御當地御越二付、私事垂水二男家之

儀御座候間、

御旅宿江御見廻御安否同申度御座候間、

此段奉伺候、 此旨被仰上可被下儀奉頼候、

以上、

戌九月十五日

嶋津敷馬(久寛)

伊勢」

可為伺之通候

御張紙

九月廿三日、御安否御伺として御旅宿江御見廻左之通、 九月

鹿屋助左衞門 士 御手鑓 彩峯仁八

此節佐土原嶋津飛騨守様霧嶋御入湯より御當地御差 <sup>(急黴)</sup>

48

越ニ付、此以前但馬守様御差越一件帳面取しらへ候

而御上下八拾人餘御着有之、右ニ付御帳面無之処よ

111<sub>02</sub>

扣

鰺切市蔵 御小者 御挾箱片

御

士

吉永庄次郎

岩重早助

合羽籠壱

四ツ後飛驒守様御出之節、

御敷臺板敷まて御出迎、

讃

但前以當日御出之儀、

御承知有之候事、

岐様御事者使者之間口迄御出迎之由、於表御書院御茶·

為伺御安否参上仕候

弥御勇健被成御座珎重御儀奉存候、

九月 御名

立寄有之候ハヽ、御扣書其外諸都合可被致旨、 合御聞合有之候処、當日御出掛御使番衆出張宿エ御 御使

右御見廻、

前以御使番座書役松元平八郎殿江彼方都

岡留圓右衞門致承知、右之通二而御見廻有之候

右御見廻こ付、

彼方御用人被罷出、

御扣書御渡有之候

処 右御用人を以預御見廻忝被存、 則御披露二相成候処、 飛騨守様只今御仕廻掛三付、 御逢被申筈候得共、 右

歸り、 其節下場敷之処石だん迄右御用人被相送候

但御出御扣之節、

御茶・たばこ盆出ル、

通仕廻掛ニ付、私より厚御挨拶可申上旨被申上、則

御

111<sub>03</sub>

付 九月廿四日、 五ツ時より垂水御屋鋪江御出有之、 御旧例二付垂水御屋敷江飛騨守 御供廻毎之通 様御出こ

> 御熨斗上り直ニ御膳部上ル、 中半二御取替、

> > 旦那様御

右御式相濟、飛驒守様御事者與御書院江御通二而、 事、 御引物御上ケ被成候

右

柄様其後又~御平服ニ而御酒座互被成御詰、 向き御取替相濟候、 跡ニ而佐土原御家老・御用人エ御盃被下為有之由、 旦那樣御盃御頂戴、 外ニ島津矢 御盃事御 奥

咄等為有之由候

夜入五ツ時飛驒守様御立ニ而、 其節茂御式臺板敷迄被

遊御送候由

萬事首尾能被為濟、

四ツ時分被遊御歸候

(本文書ハー一二号文書ト同文ニツキ省略ス)

条同断

飛驒守様御歸國前御暇乞とシテ御書被仕候、

御行例前

112 今度御當地江令参着候、為御歡早~御入来、大慶存候、 123 (横折表紙)

為謝礼如此候、恐~謹言、 九月廿九日

(花押)

明治五年申八月廿七日

年府方ニ而新城役と江差引ヲ以被成下候写

旧新城

(端裏ウハ書)

島津數馬殿 御宿所

忠徹

島飛驒守

(本文書ハ省略ス)

124 (本文書ハ省略ス)

125 (本文書ハ省略ス)

126 ○寛永十三年丙子十二月二十四日、配 大守家久公之令

等侍之、 之、玄蕃頭忠紀・島津下野守久元及其餘國老・御用人 愛成婚、仝十四年丁丑四月九日、 公賜御給一襲・蚫一臺・昆布一折・折十合・ 公光臨久章之家慶

及夜闌而皈

外賜及家人、因獻盛饌且御太刀・馬代銀十枚、公盡歡 久章、御袷一襲・深折一合・御樽二荷于久章之室、其 青銅五千匹・鈴鉢三・切立三・手燭臺三・御馬二匹于

○仝十五年戊寅五月八日、 太守光久公襲封、十六年己

50

(本文書ハ省略ス)

(本文書ハ省略ス) (本文書ハ省略ス)

115 114 113

116 (本文書ハ省略ス)

117 (本文書ハ省略ス)

118

(本文書ハ省略ス)

(本文書ハ省略ス)

121

122

(本文書ハ省略ス)

120

(本文書ハ省略ス)

119

(本文書ハ省略ス)

久章皈国云、其後罪久章之無状錮之川邊寶福寺、 衞賴員、 蓮金院寺主傳秀知其久章、密告之大坂蔵奉行相良權兵 之数日矣、 門之家焉、 謀輒遺頼員之吏、 蔵之高野山、 知木工右衞門重政、 其所在、 未知其所往焉、 随家臣井上慶左衞門・同僕才七遇出寓居、 朔日詣京師、 公至自本藩、 章留江都者一再月、 庚辰正月二十八日、 獻佳肴二種 歳於国及明年三月参覲、 公至自江都、 卯五月七日、 時會国老川上因幡久国衞護 家長伊地知大蔵不得已以事告京師蔵奉行伊地 竟不得、 自是遊覽洛中之勝状者数日矣、 · 樽酒 今年尋将参覲、閤老使傳(關) 将皈国未留大坂、 因寓宿於京師三條通中島町筑前屋長左工 於是久章賜暇、四月二十日發江都、 襲封之後初賜休暇發江都、 於是家衆大愕、多方求之、雖然竟不知 且伊地知大蔵護久章致之大坂、 一荷・琉球泡盛一壺拜謝之、 遂至三月、此月廿三日、 後七月十日、 召久章於 重政亦大驚、 於是 公遣久章請江都登 因久国聞之、 営賜時服二領、 久章竊来紀州高野山 直来寓居、分部大索 琴月公之尊骸奉(家久) 台命、 六月十六日、 因不復還、 十七日晝、 會 與賴員等 此後久 十七年 雖然 旣而 五月 光久 公迎 営

> 遺兵具奉行三原傳左衞門率軽卒数人来監護之、又谷山[編8] 之家臣代来随侍者甚多矣、 瀬云、 也、 矣、 久章日、 寺山幽僻以不可居所也、 宜移于清泉寺也、 久章之傍別無人之在、於是十二月十日、又下命曰、 久章謹奉命、使侍臣休兵衞齎刀致之久国之所、及是時 久国以 山下才七・山下才次従久章焉、爾餘皆皈家、又會川上 随侍者皈己之家、獨近臣財部權之丞・安樂休兵衞、僕 酉冬、久章知己之罪科不所救宥、且思家衆之勤労悉去 之瀬亦僻遠不便也、 政尚雖再三加訓諭、 久章不覺悟、 後又市来備後政尚奉 光久公之命馳書、 島津之族無自古遠流者、請賜自盡、 即日来移于清泉寺、 欲使因誘久章自清泉寺航船致之遠流 幸谷山清泉寺者寶福寺之末寺也 久章遂不可當、 更優命置久章於寺之隷邑一之 召久章之所愛重来国光之刀 如斯者歴数歳、 光久公之命、 於是翌十一日、 是時鹿野新城(屋脱丸) 来命遠流 正保二年乙 因不奉命 雖

(端裏ニハリ紙) 「拾八号

127の1

子虎寰

之士数輩同来圍繞清泉寺以 (以下ナシ)

|\_\_|之次、島津兵庫久照代于 | (秦^) ||月朔日、為若年寄班位列于島||||||監久

太守公傳 俞

〇同年十二月二十三日、 以家計不給故賜職禄貳百石

國老赤松市正則泱傳 命 蓋特恩也

○文化二年乙丑七月十九日、獻御太刀・馬代・二種

一荷、見

老公及 左衞門兼記贊之、是日、又就奏者、番獻同贄於 太守齊宣公於御座之間、 世子公、謝恩亦如之、 謝為若年寄恩、石黒戸後

〇四年丁卯四月四日、 轉補谷山地頭職、

國老頴娃信

濃久喬傳

命

〇五年戊辰二月九日、抵役于江戸、

〇同年六月三日、於江戸

世子齊興公代于

太守齊宣公召於 加判同相職、 御前、 班位列于島津将監久美之次 口親命為御家老給職禄千

〇同年十一月二十八日、 於江戸轉補志布志地頭職、

國老鎌田典膳政詮傳 命

〇六年己巳七月九日、

齊興公見

大樹家齊公於江戸城、謝襲封恩、久備「亦」陪従、登 大家、

〇八年辛未五月朔日 城獻贄而亦見

九州驛路、六月二十七日還國

齊興公襲封之後始發江府就國、久備供奉經中國

○同年八月十五日、獻御太刀・馬代・二種一荷、見

幸賛之、是日、又就奏者番、「嗐」 獻同贄於

齊興公於御座之間、謝為御家老恩、上村笑之丞行

老太公金也、及 老公齊宣 謝恩亦如之、

新納内蔵久命傳 命 〇十一年甲戌八月十一日、

轉補加世田地頭職、

國老

○文政七年甲申七月二日、 職多年勞、給百斛租入、 以疾辭御家老職、 以終身養老於家、 因嘉美 國老新

納久命傳 命

〇同年十月朔日、 告老、 請讓家於養子久徵、

國老北

郷内記久珉許之、

〇同年十二月十七日、更名久敖、國老島津但馬久風

女子

於情 町田源左衞門久珍室、 後有故大歸

○天保十一年庚子十月十日病卒、年八十六、葬于桃 仙院、法「名曰」諡長壽院殿覺翁久敖大居士、

許之、

○安永九年庚子九月二十八日生、

母島津仲久健女

桃仙院暨新城浄珊寺

女子

(以上ハ島津久備ノ記事ナラン

於八百 相良典禮長昭室

○安永二年癸巳十二月五日生、 母樺山左京久倫女

「○嫁相良典禮長昭 歸 手 家、 大

女子

於貞

○安永七年戊戌閏七月二十三日生、 母垂水家中逆瀬

○嘉永七年甲寅五月十四日病卒、 年七十七、 葬于新

川某女

城浄珊寺、 法諡[名日]慈照院殿玉峯妙壽大姉、

牌於浄珊寺

〇久徴

初久方 當十郎 要人 亘 右膳 復要人

「嫁町田源左衞門久珍、後有故大歸」

をそとと 「糠」 大塚二年辛卯七月十日病卒、年七十三、葬于桃仙院、法「名 大塚二年辛卯七月十日病卒、年七十三、葬于桃仙院、法「名

〇天明二年壬寅正月二十九日生、 權七 母同上、

多門

○寛政五年癸丑十二月十五日、 始造朝、

太守齊宣公手親加久輔元服、菱刈大炊隆邑為理髪

儀畢、 御樽三荷、 而獻御太刀一 以謝加冠恩、 一口冶工、 腰・御馬代銀一枚・御折六合・ 島津仁十郎久芳賛之、 於

奏者番、 獻贄於 此賜御盃及御脇刀一

(マ マ マ

命名多門、旣而又就

老公重豪 謝恩、 是日、 父久備亦獻御太刀・馬代于

〇十年戊午十月十日病卒、年十七、葬于桃仙院、

法

**両公謝恩亦如之、** 

「名日」諡見性院殿悟心玄量大居士、

置牌桃仙院暨

新城浄珊寺、

## 後号再童、

○寛政十一年己未十一月十九日、来為久備之聟養子、 寶川上久馬久致之次子也、久備無嗣子故請之、國

○同年十二月朔日、獻御太刀一腰・御馬代銀一枚

老菱刈大炊隆邑許之、

三種二荷、進見

齊宣公於御書院、謝為養子恩、赤松造酒則敏贊之、「唱」

是日、請更名要人、國老赤松市正則方許之、

○文化元年甲子六月晦日、為詰衆、國老赤松則方傳

〇五年戊辰十二月二十四日、 國老島津将監久美傳 命 為當番頭給年俸百苞、

〇八年辛未八月十五日、獻御太刀・馬代、進見

齊宣公於御書院、謝為當番頭恩、伊集院蔵主久彬

費\_ 之<sup>®</sup>

○九年壬申七月十九日、請更名亘、國老島津久美養之、 (※J許)

〇十一年甲戌七月十七日、為四番御小姓組番頭兼御 用人事、奏者番如故、 國老新納内蔵久命傳 命

〇十四年丁丑十一月二日、請更名右膳、國老鎌田典

膳政詮許之、

○文政四年辛巳五月二十八日、 請復更名要人、 國老

新納久命許之

〇六年癸未四月十五日、為寺社奉行、國老新納久命

○七年甲申十月朔日、承家統、國老北郷内記久珉傳

命、是日、養父久備告老致仕故也、

○同年同月二十八日、獻御太刀一腰・馬代銀一枚・

三種二荷、進謁國老於敷舞臺、謝襲統恩、島津藤

次郎久寶賛之、「唱」

○同年十一月晦日、 補大崎地頭職、國老島津但馬久

風傳

〇八年乙酉六月二十八日、獻御太刀・馬代、進見于 齊興公、謝為寺社奉行恩、伊勢亘貞長賛之、旣而「嘷」

又就奏者番、獻同贄於

〇同年十一月朔日、轉補頴娃地頭職、 太老公重豪 老公齊宣 國老島津久風 謝恩亦如之、

命

〇十三年庚寅三月二十一日、獻御太刀・馬代、 謁國

老於敷舞臺、 謝補地頭職恩、 北郷主膳久敬賛之、「唱」 國老川田信

○天保二年辛卯六月十五日、為大番頭、

濃佐模傳 命、

〇同年八月十五日、 轉補隈之城地頭職、 國老川田佐

模傳

〇七年丙申三月二十八日、 以疾辭大番頭職、 因嘉奉

房隆觀傳 命

職多年勞、

賜紗綾三巻、

而許解其職、國老菱刈安

〇八年丁酉八月十五日、 告老、 請譲家於適子久寬、

國老島津久風許之、

〇十四年癸卯八月朔日、 請更名再童、 國老島津石見

久浮許之、

女子

於藤 要人久徴室

○文化十一年甲戌六月二十九日病卒、年二十八、「○為要人久徵室」○天明七年辛未七月七日生、母潮見某女(丁) 葬

于桃仙院、 法諡[名日]香蘭院殿清雲慧涼大姉

女子

於比 島津丹波久長室

> 「○嫁島津丹波久長」 ○實北郷助太夫久風女也、 久備養為女

将明

稱細瀧氏、萬十郎

權八

〇文政八年乙酉六月二十四日生、 母妾腹永吉家中隅

「某女」

○天保八年丁酉八月二十一日、獻御太刀一腰・

御馬

太守齊興公於御書院、 代銀一枚・干鯛一折・御樽 樺山權十郎久中賛之、「唱」

是日、

一荷、

初見

請更名權八、若年寄喜入多門久通使御用人町田監

物久要許之、

○嘉永六年癸丑七月十七日、為御弓奉行、給年俸七

十三苞、 國老島津豊後久寶傳 俞 御用人川上右

泛近

| 将厚

○文政四年庚子七月九日生、母同上、「十二f戌」 解細瀧氏、千十郎

〇天保八年丁酉八月二十一日、 川上矢五太夫久視賛之、「唱」 獻御弓一張、

太守齊興公於御書院、

○嘉永四年辛亥六月九日、請為東郷與兵衞實廣之嗣、

國老島津豊後久寶使御用人伊勢雅樂貞章許之、

〇久寛

鉄袈裟 亘 右膳 數馬 要人

○文化四年丁卯八月十一日生、母祖父久備女チ蘭、 見

〇十四年丁丑十月二日、始造朝

冠恩、鎌田源左衞門政甫賛之、『唱』 腰・御馬代銀一枚・御折六合・御樽三荷、以謝加 賜御盃暨脇刀一口與元武、命名亘、於是獻御太刀一以治工、、命名亘、於是獻御太刀一 太守齊興公手親加久寬元服、川上久馬久芳為理髪 旣而又就奏者番

獻御太刀・馬代・三種二荷於

老太公公也、 老公齊宣 儲君齊彬、謝恩、 是日、

祖父久備亦獻贄謝此恩焉

○文政十年丁亥四月朔日、為詰衆、國老川上久芳傳

○同年六月十七日、請更名右膳、 許之 國老島津但馬久風

〇天保五年甲午二月十一日、請更名數馬、 國老島津

> ○七年丙申七月二十八日、為當番頭、國老島津佐渡 丹波久長許之

久浮傳 命、

○八年丁酉八月十五日、承家統、國老島津久風傳

命、是日、父久徴告老致仕故也、

風傳

〇十年己亥正月十一日、

補高江地頭職、國老島津久

○同年六月十五日、獻御太刀・馬代、進見 久陽賛之、訖而又獻同贄謝補地頭職恩、「唱」 太守齊興公於御書院、謝為當番頭恩、島津又七郎

肝付主殿

兼善賛之、是日就奏者番、 獻同贄於

○同年十二月十五日、獻御太刀一腰・御馬代銀一枚・ 老公及 儲君謝恩亦如之、

三種二荷、進見

〇十二年辛丑十一月十二日、以本職知御用人事、 齊興公於御書院、謝襲統恩、頴娃織部久武贊之、「喧」

兼

〇十三年壬寅八月二十四日、為御小姓組番頭、 奏者番如故、國老島津久風傳

用人事・奏者番事如故、國老猪飼央尚敏傳 兼御 命

○文化六年己丑九月八日生、母同上、 ( ▽ ▽ )

女子 女子 ○同年同月十四日夭亡、法号[日]唯心幻如禅童女: 〇文化八年辛未三月八日生、母同上、 ○七年壬寅閏七月二十三日病卒、年四十八、葬于桃(甲) ○嘉永六年辛丑七月朔日、以疾辭御小姓組番頭職: ( ▽ ▽ ) ○同年十二月十九日、請更名要人、國老島津主計久 〇十四年癸卯六月朔日、 寶許之、 于桃仙院暨新城浄珊寺 島津久寶傳 因嘉奉職多年勞、 儲君謝恩亦如之、 齊興公於御書院、 葬桃仙院、 仙院、法「名日」諡徳峯院殿義山良勇大居士、 衞久達贊之、旣而就奏者番、『唱』 置牌桃仙院 謝為御小姓二番頭恩、 賜紗綾三巻、 獻御太刀・馬代、 獻同贄于 而許解其職、 進見 伊集院隼 置牌 國老

〇七年庚午正月五日夭亡、法號[日]玉梅幻蘂禅童子、[女]

葬桃仙院、置牌桃仙院

一女子

於幸

○文化九年壬申九月二十五日生、母同上、

○十二年乙亥二月七日夭亡、法号「日」香林浄英禅童

女、葬桃仙院、置牌桃仙院

—将次

稱細瀧氏、幸之介

○文化十一年甲戌五月十二日生、母同上

〇十二年乙亥七月七日夭亡、法号「日」花紅了幻禅童

子、葬桃仙院、置牌桃仙院

女子

於 齋<sup>‡</sup>

○文化十三年丙子五月九日生、母喜入主水久欽女

○文政二年己卯八月二十三日夭亡、法号[日]心月秋

光禅童子、葬桃仙院、置牌桃仙院

**|女子** 

於琴 樺山權左衞門久相室

) (前 女子 子

○文政七年壬午十一月十一日生、母同上、

○文政十年乙酉十二月七日生、(ママン) を (ママン) を (ママン) を (ママン) 母同上、 海洞上、

「○嫁林藤十郎昌言

将次

○天保元年己丑四月八日生、 稱細瀧氏、嘉五郎 母同上、

一久紀

初熊千代 數馬

○文政十二年已午七月二十七日生、母島津主殿久武( ▼ ~ )

「○嫁頴娃織部久武

母同上、

〇天保十四年癸卯十二月十九日、初造朝! 女院、法「名日」諡光章院殿玉輪貞霜大姉、置牌于桃仙院女天保三年壬辰閏十一月六日病卒、年二十七、葬于桃仙

理髪、而賜御盃及脇刀一口治工、命名數馬、於 太守齊興公手親加久紀元服、國老島津主計久寶為

三荷、謝加冠恩、喜入壬生久 黄之、又就奏者番、(ママ)「唱」 此獻御太刀一腰・御馬代銀一枚・御折六合・御樽

獻御太刀・馬代・三種二荷於

世子齊彬公以謝恩、父久寬亦献御太刀・馬代、 謝

○嘉永五年壬子十月二十日病卒、享年二十五、 桃仙院、

法号[日]久昌院殿台道玄紀大居士、

置牌 葬于 恩如之、

桃仙院

一女子

○五年甲子十月二十日夭、 (ママ) 容禅童子、置牌桃仙院 葬桃仙院、法号[日]英苗

「○嫁樺山權左衞門久相

○文化二年丁丑 十月八日生、「政」(マーマー)

母同上、

○天保二年庚寅十二月八日生、母同上、 ( ▽ ▽ ) 於包

女子

於清

○天保二年壬辰閏十一月朔日生、 母同上、

於壽

〇天保七年丙申三 島津郷十郎久慶室 一月八日生、

たると 久馮女也、 實頴娃長左衞門 それなるななななる。 「頴娃長左衞門久馮女」

将次

「○嫁島津頼母久慶」

稱細瀧氏、半之丞

〇天保九年戊戌二月二十日生、 母同上

○嘉永六年癸丑十月二十一日、 就奏者番、 獻御太刀

腰・馬代銀一枚・干鯛一折・御樽一荷、 以具初

見于

太守公之禮、将次有疾不能造朝、 是故大叔父細瀧

權八将明代禮之

〇久治

故也

〇同年十二月二十六日、 及三種二荷、謝為適子恩 就奏者番、 獻御太刀 馬代

〇同年同月二十八日、

理髪、乃賜御盃暨脇刀一口正平 太守齊彬公手親加久治元服、 國老新納駿河久仰為 命名主計、於是獻

以謝加冠恩、 御太刀一腰・御馬代銀一枚・御折六合・御樽三荷 関山糺金生贄之、「唱」 既而又就奏者番

獻御太刀・馬代・二種二荷於

老公齊興、及 太刀・馬代謝恩如之、 世子虎壽丸公同謝恩、

父久寛亦獻御

石見久浮傳 命 ○安政元年甲寅十一月二十四日、

嗣家統

國老島津

獻御太刀一

○同年丁巳十一月十五日、「四年」

枚・三種二荷、 見

三十郎

主計

〇天保十一年庚子七月二十五日生、 初稱細瀧氏、 母同上、

○嘉永六年癸丑九月十五日、

請為適子、

國老川上筑

後久封許之、兄久紀蚤世、次兄将次有病不能嗣[家]

腰・御馬代銀

齊彬公於御書院、 獻同贄於 謝嗣續恩、 島津矢柄久敬賛唱、

老公謝恩亦如之、 旣而又就奏者番、

〇五年戊午正月十一日、 為詰衆、 國老島津伯耆久福

命

女子

於満

島津仁十郎(マア)

〇天保十三年壬寅三月十二日生、 母同上、

「嫁島津仁十郎久之」

将次

稱細瀧氏、 鉄袈裟 鉄五郎

○天保十四年癸卯十二月二十四日生、母同上、 嘉永六年光十二月二十八日、獻中紙三束、 初見

齊彬公於御書院、 鎌田典膳政典賛之、(寒)「唱」

女子

於文

○嘉永二年己酉九月二十一日生、母同上、

○安政四年丁巳三月十二日夭、年僅九、法諱「日」春 花妙容禅童女、葬于桃仙院、 置牌于同寺、

女子高

母者黒木郷領主島津豊山久長三女悦子

文久二年 戌二月八日生、(至々) 母島津悦子

桃仙院墓地、置牌于同寺、

同年同月同日夭、年當日、

法名幻夢童女、葬于

女子高子

文久三年丁亥十月十二日生、(ママ) 母同上、

元治元年甲子十一月十日夭、年僅二、法名日梅

花幻夢禅童女、葬于桃仙院墓所、置牌于同寺、

久良

初島津為千代 中細瀧氏 後末川氏

名耕雲

(ママ)

ト号ス、 後要作

元治元年甲子十月廿五日生ル、母同上、

明治十三年辰五月六日、黒岡久直殿同船ニテ上

京ス、行ニ同月七日、 翌八日、同所ヲ出船、 新神戸ニ豊瑞丸ニテ到ル、 高砂丸ニテ十日午前十時、

横濱ニ到着ス

女子弘子

| 71           | <b>V)1130</b> | <b>7</b> E     |       |         |                |        |               |                |                   |        |            |                  |                         |                            |            |
|--------------|---------------|----------------|-------|---------|----------------|--------|---------------|----------------|-------------------|--------|------------|------------------|-------------------------|----------------------------|------------|
| 同十九年正月八日夭、年僅 | 善治之女登世女也、     | 明治十八年十二月廿九日生、母 | 子     | 院、      | 蓮譽玉芳善童女、葬于桃仙院墓 | 五月法名日實 | 明治十五年(五)      | ( )            | 明治五年。申八月十二日生、母同上、 | 末川氏次   | 次          | 明治三年(庚)<br>「女子有子 | <br>   <br>   <br>      | 明治二年(已正月十四日生、母同上、一女子以和子(己) |            |
|              |               |                |       |         | _              | (裏書)   |               |                |                   |        | -          | 129 (袋ウハ書)       | (本系図ハ清和                 | <b>X</b>                   | 128 (巻子表紙) |
|              | できなされる 岡留圓右衞門 | 嶋津市太夫役人        | 一借状壱通 | 一高直證文壱通 | ( さくさく) 「名寄帳壱冊 |        | 若御年寄御役被仰渡候次第書 | 於加久樣御懷胎二付而之御書付 | 權七様御嫡子御免之御書付      | 權七様御實名 | 中山王御目録横折五通 |                  | (本系図ハ清和天皇カラ島津忠将ニ至ル、省略ス) | 系 圖                        |            |

130 之御書中大巻全上紙新城袋へ御一門御家老并従諸人

龍伯様御文従肥前名子屋

自家代~筆跡

家老中諸人之御書中 相模守又四郎大和守江従御

門

但 全大巻

家久公光久公御文

公方様献上目録

公家久公光久公御状人、久公義久公御状

但 全中 上巻

但大巻

但 全中 上巻

但 全小 上巻

殿殿殿 書中

中より被遣候御書中新城袋江上様并御一門御家老

但 全大 上 巻

外ニ小巻八ツ

合計拾七巻

全上紙 (単大巻 (単大巻) ・佐土原・細 全上紙

様御文

京・

龍伯様御文

従鹿児島・國分・

細島

惣計拾九巻

蓋 蓋蓋

蓄

但 全小 上巻

二個

131

記

本文手鑑 右者、 平殿取次ヲ以安田為盛殿方エ遺シ置候ニ付記置也、

明治廿三年第七月廿

日旧歴六月五日、

岡留

理

132

御受書

巻物八巻

右者、磯島津御邸江献上仕度奉願候処、 但御筆入

有次第奉存候、依而御受申上、 御返禮として金弐拾圓御下賜之趣致承知、 貴殿へ 御取次御依 別而恐入難 頼

相違無之候、尤

上候、 後日ニ至り吴儀無之候也

二月二日

末川主計

蒲生清隆殿

133 拜啓、 相成候様被致度候、 相成候に付、 江御願方之儀、 昨朝 ハ御来臨相成候得共甚失禮申上候、 別帋御認之上、本日午後四時拙宅江御持 小生より可然相談いたし候処、 金員之儀ハ其節ニ御交付可致候、 都合能親好 扨東郷氏 尚

136 135 (本文書ハ省略ス) (本文書ハ省略ス)

134

證

140

謹啓

印紙印

一金貳拾圓也印

殿より弐十圓直ニ相受取候事」「本文當日午後四時拙者菱刈家ニおひて蒲生清隆(ハリ紙)

家譜八巻御買上願出候処、御採用相成候ニ付テハ、

右金額正ニ相受取候間、後日ニ至り異儀申間敷候、郵 而保證人相立、 證書一札如件

依

決定致候、

課長辻善之助博士に依頼致候處、大學に於ては左の通り

居候古文書の内、第五号の古文書は、 余寒酷厳候處、弥御多祥之段奉賀候、

帝國大學史料編纂 扨て兼而御預り置

明治廿九年二月三日

末川主計印

竹之山藤次郎印

保証人

島津御邸

139 138

(本記事ハ省略ス)

蒲(清隆)

(本文書ハ省略ス)

13702 13701 (本文書ハ省略ス) (本文書ハ省略ス)

書餘ハ拜眉ニ譲り、

此旨要詞迄艸~如此候、

恐く不悉

一月三日

末川主計殿

致居り候得共、未た發見不致候、家久公宛の手紙か何故 見申候、然し原本は、 貴久公(大中様)時代に在轡集と名を附けられたる事か相 津氏久公が騎馬の事に就き子孫に書残されたるものにて、 られたるものにて候、在轡集とは島津國史に依れは、島 なり、文中の用件者、 関白近衞忠尹公より中納言島津家久公に宛られたる手紙 目下島津公爵家編輯所に依り探求 関白か在轡集を書ひて家久公に送

63

たる御夫人の御妹君なりし、即ち島津義久公(龍伯公)の に新城にあるやは、當時家久公の御夫人は新城様と申上

御令嬢方なりし関係からと想像致候、 右の手紙は帝大學

に於ても参考として写真ヲ取り申候

別紙略系圖は、島津公爵家のものより写取り申候間、

御

御姉上様へも宜敷御傳へ被下度候、

尚又大連の方へも

古田友蔵殿

可申上候、先は用迄、 乱筆如此御座候、匆~敬具 送付申上候、何れ御預りの書類も取調へたる上、御返送

二月十四日

山口九十郎

弥御壮栄之段奉慶賀候、次に此方共無事消光仕居

141 拜啓 候間、

御姉上様へ宜敷

古田友蔵殿

家之古文書、島津公爵家編輯所に於て用済と相成、 昨日

乍余事御放念被下度候、扨て兼~借覽致居候末川

査収被下度、番号は一番より二十七番迄に有之候、其内 返却相成候間、本日別便書留を以て御返納申上候間、 御

何れも末川家に取つては必用書類に有之候も、五番・十

四番は珍敷ものと被考候

右 御礼旁御通知迄申上度如斯御座候、 匆~敬具

宜敷御申送り被下度候、

142 (本記事ハ省略ス)

144 143 (本記事ハ省略ス) (本記事ハ省略ス)

145 (本記事ハ省略ス)

146 (本記事ハ省略ス)

147 (本記事ハ省略ス)

148 (本記事ハ省略ス)

149 (本記事ハ省略ス)

150 (本記事ハ省略ス)

151 (本記事ハ省略ス)

四月廿九日